



刑事施設における職業訓練の様子  
【写真提供：法務省矯正局】



茨城就業支援センターにおける  
農業訓練の様子  
【写真提供：法務省保護局】

## 第2編

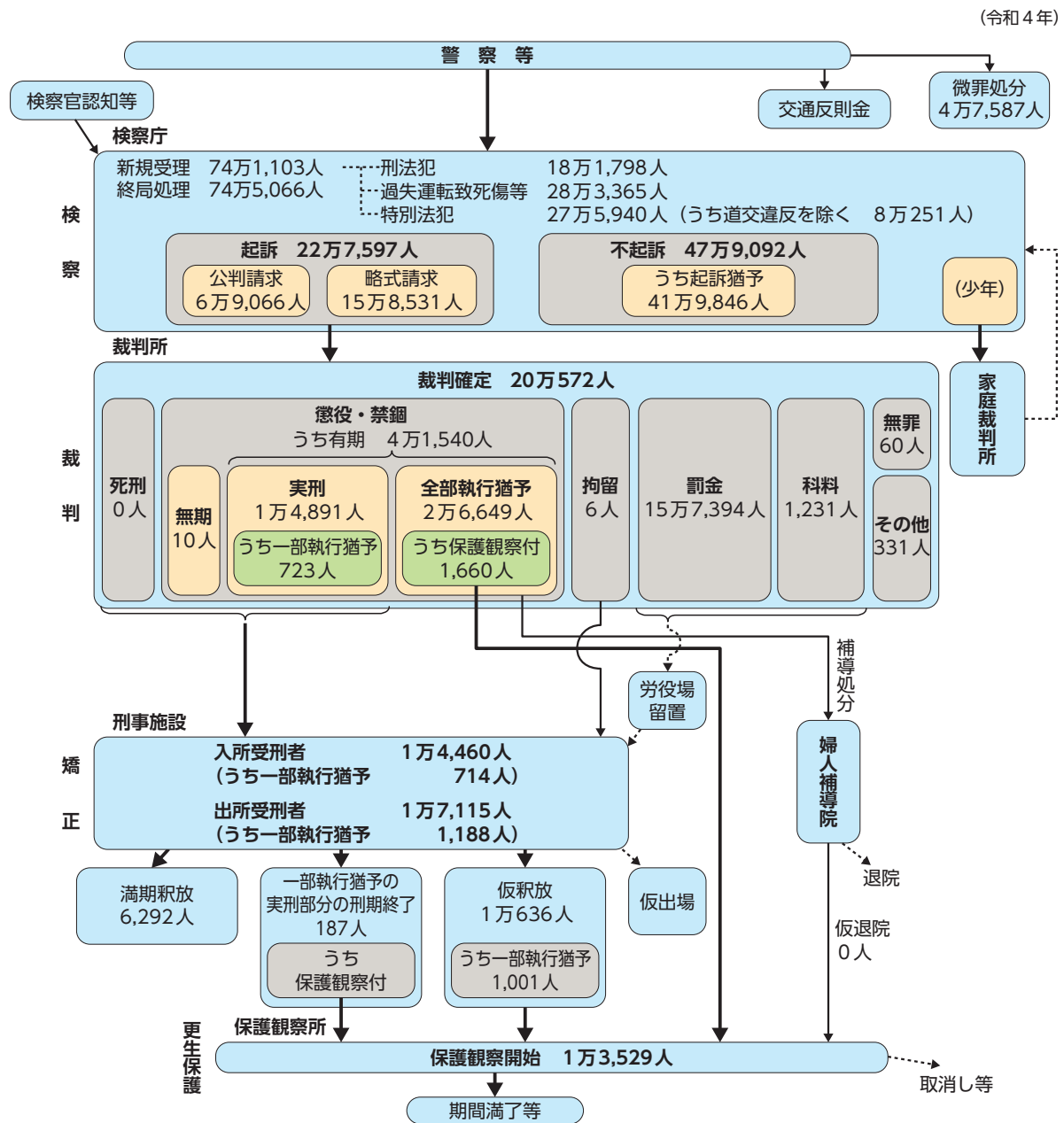
### 犯罪者の処遇

- 第1章 概要
- 第2章 検察
- 第3章 裁判
- 第4章 成人矯正
- 第5章 更生保護
- 第6章 刑事司法における国際協力

# 第1章 概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和4年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、2-1-1図のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、3-2-1-1図参照）。

2-1-1 図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。  
2 各人員は令和4年の人員であり、少年を含む。  
3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。  
4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。  
5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。  
6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。  
7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

## 1 新規立法の動向

### (1) 少年法等の改正

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が成立した。これにより、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないことなどを内容とする少年法等の一部改正が行われた（4年4月施行。詳細につき、第3編第2章第1節1項参照）。

### (2) 拘禁刑の創設等に関する刑法等の改正

令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が成立した。これにより、①侮辱罪の法定刑について、「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げること、②懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする、③再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大するなど刑の執行猶予制度を拡充することなどを内容とする刑法及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の一部改正並びに④施設内・社会内処遇に関する規定の整備を内容とする刑事収容施設法、更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護事業法（平成7年法律第86号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の一部改正が行われた（①は令和4年7月7日施行、②から④は5年12月1日又は7年6月までに段階的に施行）。

### (3) マネー・ローンダリング罪の法定刑及び犯罪収益等の没収に関する組織的犯罪処罰法等の改正等

法務大臣は、令和4年1月、法制審議会に対し、マネー・ローンダリング罪の法定刑について諮問を行い（諮問第119号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年2月、法務大臣に対する答申がなされた。この答申においては、組織的犯罪処罰法に規定されている不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪、犯罪収益等隠匿の罪及び犯罪収益等收受の罪の法定刑をそれぞれ引き上げることが掲げられた。

また、法務大臣は、令和4年6月、法制審議会に対し、犯罪収益等の没収について諮問を行い（諮問第123号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年9月、法務大臣に対する答申がなされた。この答申においては、同法に規定されている没収することができる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権でないときも、これを没収することができるものとする事が掲げられた。

前記諮問第119号及び前記諮問第123号に対する答申については、令和4年10月、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年12月2日、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号。本編第6章第1節4項参照）が成立した。これにより、犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑の引上げ及び犯罪収益等として没収することができる財産の拡大を内容とする組織的犯罪処罰法の一部改正並びに薬物犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑の引上げを内容とする麻薬特例法の一部改正が行われた（同年12月29日施行）。

#### (4) 公判期日への出頭等の確保及び犯罪被害者等の情報の保護に関する刑事訴訟法等の改正等

法務大臣は、令和2年2月、法制審議会に対し、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第110号）、同審議会において調査審議が行われ、3年10月、法務大臣に対する答申がなされた。この答申においては、保釈等をされた被告人が公判期日に出頭しない場合や制限住居から離脱した場合の罰則の新設及び被告人の国外逃亡を防止するためにGPS端末を被告人の身体に装着することを命じる制度の新設などが掲げられた。

また、法務大臣は、令和3年5月、法制審議会に対し、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備について諮問を行い（諮問第115号）、同審議会において調査審議が行われ、同年9月、法務大臣に対する答申がなされた。この答申においては、性犯罪の被害者等について、捜査・公判・判決後の各段階における個人特定事項の秘匿措置を整備することなどが掲げられた。

前記諮問第110号及び前記諮問第115号に対する答申については、令和5年3月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年5月10日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が成立した。これにより、公判期日への出頭及び刑の執行の確保に関しては、①公判期日への不出頭罪等の新設、②逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等、③保釈等をされた被告人に対する監督者制度の創設、④位置測定端末により保釈された被告人の位置情報を取得する制度の創設等が行われ、犯罪被害者等の情報の保護に関しては、⑤性犯罪の被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われた（10年5月までに段階的に施行）。

#### (5) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等

法務大臣は、令和3年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備について諮問を行い（諮問第117号）、同審議会において調査審議が行われ、5年2月、法務大臣に対する答申がなされた。この答申においては、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪の要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、わいせつ目的で16歳未満の者に面会を要求する行為等に係る罪の新設、公訴時効の見直し、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設、性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪の新設、性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みの導入等が掲げられた。

前記諮問第117号に対する答申については、令和5年3月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案が国会に提出され、同年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）が成立した。前記令和5年法律第66号により、①強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪により処罰することを可能とするなどの罰則の改正、②16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設、③性犯罪についての公訴時効期間の延長、④被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設等の規定の整備が行われ、前記令和5年法律第67号により、⑤性的な姿態を撮影する行為や、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰する規定、⑥性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とする規定、⑦押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置に関する規定の整備が行われた（③は同年6月23日施行、①、②、⑤及び⑥は同年7月13日施行、④は同年12月までに、⑦は6年6月までにそれぞれ施行）。

## (6) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和4年6月、法制審議会に対し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第122号）、同審議会は、刑事法（情報通信技術関係）部会において、調査審議を行っている。

## 2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和4年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件数は、被疑者に関するものが7万3,775件（前年度比1,467件増）、被告人に関するものが4万4,046件（同2,548件減）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は2,996件（同392件増）であった（法テラスの資料による。）。

# 第2章 検察

## 第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和4年に微罪処分により処理された人員は、4万7,587人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は4万7,578人であり、全検挙人員に占める比率は28.1%）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等が図られ、これにより、検察官が行う捜査に関連するものとして、①取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、③犯罪捜査のための通信傍受（以下この節において「通信傍受」という。）の対象犯罪の拡大、④通信傍受の手続の合理化・効率化等がなされた（③については、同年12月施行、②については、30年6月施行、①及び④については、令和元年6月それぞれ施行）。

検察庁における取調べの録音・録画は前記改正法施行以前から実施されており、令和3年度の検察庁における身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の身柄事件において実施したものを含む。）は、9万1,607件であり、平成27年度（5万9,411件）の約1.5倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

また、検察庁では、平成27年10月以降、児童が被害者又は参考人である事件において、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所からの情報提供を受け、警察や児童相談所の担当者と検察官とが被聴取者の聴取方法等について協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組（以下この節において「代表者聴取」という。）を実施している。代表者聴取の実施件数のうち、検察・警察・児童相談所の三者が連携して実施したものの実施件数は、平成28年度は204件であったが、令和3年度は1,529件と平成28年度の約7.5倍の水準に増加した。検察・警察・児童相談所のうち二者が連携して実施したものを加えた実施件数の総数は、令和3年度は2,417件であった（法務省刑事局の資料による。）。

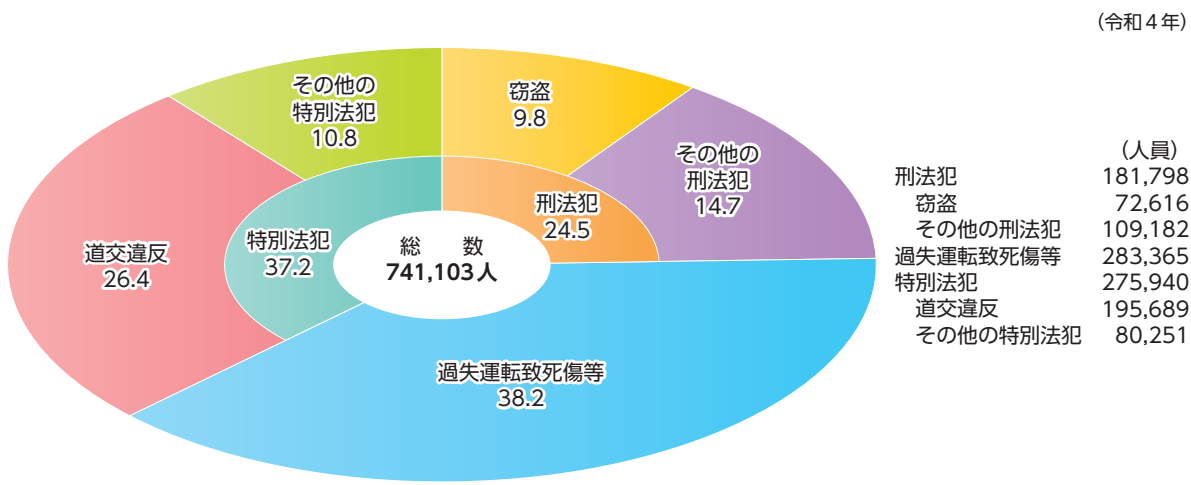
そのほか、検察庁では、犯罪被害者保護施策のより一層の推進を図るため、平成11年度から被害者支援員制度を実施しており、各検察庁に配置されている被害者支援員は、被害相談専用電話であるホットラインによる電話応対を含む犯罪被害者相談、被害者等通知の補助、来庁した被害者等への応対や法廷等への案内・付添い、被害者等の行う刑事確定訴訟記録の閲覧や証拠品の還付請求等各種手続の支援、他の被害者支援機関・団体等の紹介又は連絡・調整等の職務を行っている。なお、被害者参加制度を始めとする刑事手続における被害者の関与については、第6編第2章第1節参照。

## 第2節 被疑事件の受理

令和4年における検察庁新規受理人員の総数は、74万1,103人であり、前年より2万5,346人(3.3%)減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けており、令和4年は18万1,798人(前年比3.2%減)であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続けており、令和4年は28万3,365人(同1.6%減)であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けており、令和4年は27万5,940人(同5.1%減)であったが、そのうち道交違反を除く特別法犯は、8万251人(同5.0%減)であった(CD-ROM資料2-1参照)。

令和4年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1 図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和4年における検察庁新規受理人員(過失運転致死傷等及び道交違反を除く。)のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、4,576人であった(検察統計年報による)。

### 第3節 被疑者の逮捕と勾留

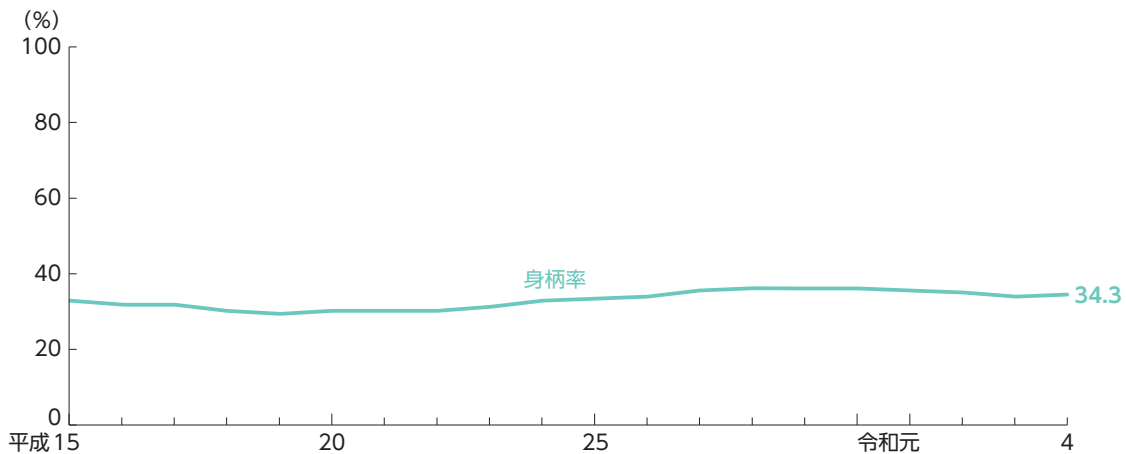
検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1 図**のとおりである。

勾留請求率は、平成15年以降、90%台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和2年から低下に転じ、4年は3.8%（前年比0.3pt低下）であった。

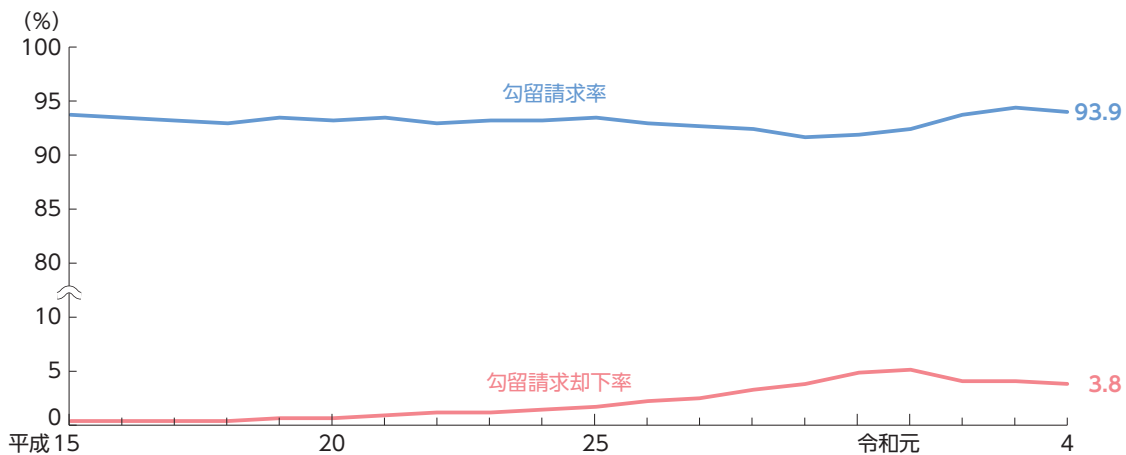
2-2-3-1 図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成15年～令和4年）

#### ① 身柄率



#### ② 勾留請求率・勾留請求却下率



- 注 1 検察統計年報による。  
2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。  
3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。  
4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。  
5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。



令和4年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、2-2-3-2表のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

(令和4年)

罪 名	総 数 (A)	逮 捕 関 係					勾 留 関 係			
		逮捕され ない者	警察等で 逮捕後 釈放	警察等で 逮捕・身 柄付送致	検 察 庁 で 逮 捕 (C)	身 柄 率 $\frac{B+C}{A}$ (%)	認 容 (D)	却 下 (E)	勾 留 率 $\frac{D+E}{B+C}$ (%)	
総 数	261,614	165,655	6,314	89,480	165	34.3	80,996	3,165	93.9	
刑 法 犯	181,646	110,932	5,332	65,282	100	36.0	58,899	2,317	93.6	
放 火	676	243	9	424	—	62.7	418	2	99.1	
強 制 わ い せ つ	4,127	1,851	26	2,248	2	54.5	2,121	82	97.9	
強 制 性 交 等	1,596	681	5	909	1	57.0	904	—	99.3	
殺 人	1,015	590	2	423	—	41.7	422	1	100.0	
傷 害	18,648	8,377	919	9,341	11	50.2	8,078	432	91.0	
暴 行	14,900	8,451	1,243	5,203	3	34.9	3,871	425	82.5	
窃 盗	72,385	48,003	1,517	22,845	20	31.6	21,221	576	95.3	
強 盗	1,418	731	2	685	—	48.3	679	6	100.0	
詐 欺	16,846	8,730	86	8,017	13	47.7	7,937	43	99.4	
恐 喝	1,701	450	9	1,240	2	73.0	1,213	6	98.1	
そ の 他	48,334	32,825	1,514	13,947	48	29.0	12,035	744	91.3	
特 別 法 犯	79,968	54,723	982	24,198	65	30.3	22,097	848	94.6	
銃 刀 法	5,513	4,410	224	879	—	15.9	722	36	86.2	
大 麻 取 締 法	7,753	3,514	47	4,190	2	54.1	4,002	84	97.5	
覚 醒 剤 取 締 法	9,704	2,851	23	6,827	3	70.4	6,800	11	99.7	
入 管 法	4,551	1,270	20	3,259	2	71.7	3,232	6	99.3	
地 方 公 共 団 体 条 例	11,489	7,422	435	3,628	4	31.6	2,216	576	76.9	
そ の 他	40,958	35,256	233	5,415	54	13.4	5,125	135	96.2	

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。  
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。  
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。  
 5 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

## 第4節 被疑事件の処理

検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心神喪失を含む）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

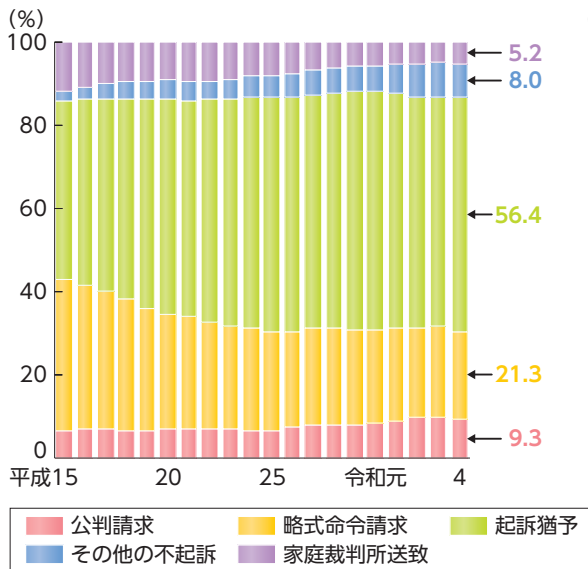
検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・公判請求率の推移（最近20年間）は、2-2-4-1図のとおりである。令和4年における検察庁終局処理人員総数は、74万5,066人（前年比2万9,456人（3.8%）減）であり、その内訳は、公判請求6万9,066人、略式命令請求15万8,531人、起訴猶予41万9,846人、その他の不起訴5万9,246人、家庭裁判所送致3万8,377人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあり、令和4年は前年より7,482人（9.8%）減少した。公判請求率は、平成14年から26年までは7%台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあったところ、令和4年

は9.8%（前年比0.6pt低下）であった（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-2参照）。

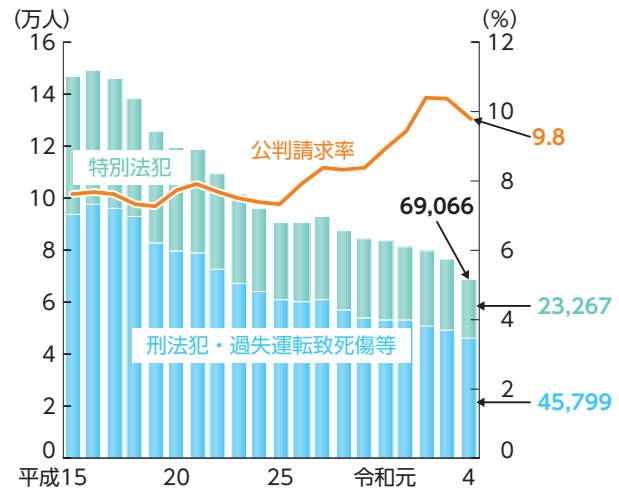
### 2-2-4-1 図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

（平成15年～令和4年）

① 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比



② 公判請求人員・公判請求率



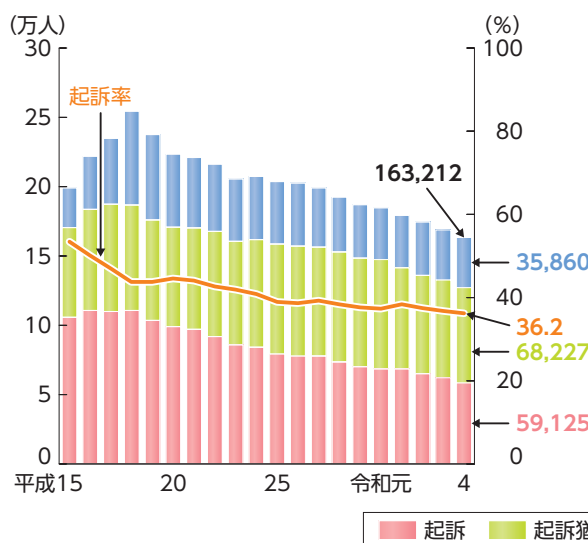
注 1 検察統計年報による。  
2 「公判請求率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める公判請求人員の比率をいう。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである。なお、令和4年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、32.2%であった（2-2-4-1図CD-ROM参照）。

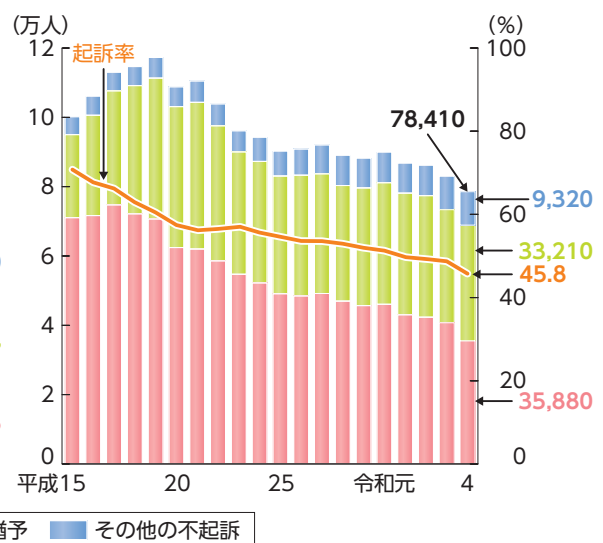
### 2-2-4-2 図 起訴・不起訴人員等の推移

（平成15年～令和4年）

① 刑法犯



② 道交違反を除く特別法犯



注 1 検察統計年報による。  
2 「起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率をいう。

令和4年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成15年と比較して3.6pt低下したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、3.0pt上昇した（CD-ROM参照）。

**2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）**

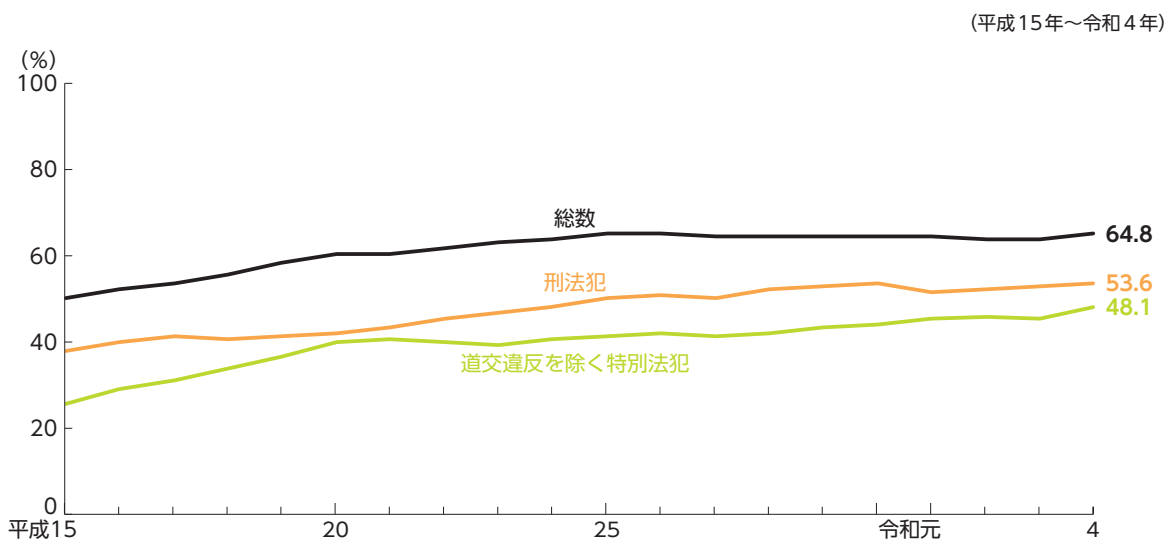
(令和4年)					
総数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	その他
146,617	101,437	32,017	5,972	370	6,821
(100.0)	(69.2)	(21.8)	(4.1)	(0.3)	(4.7)

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。  
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。  
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。  
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。  
 6 ( )内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図**CD-ROM、罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-8-2-1図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第5章第4節参照。

**2-2-4-4図 起訴猶予率の推移**



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 「総数」は、刑法犯、過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。  
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

# 第3章 裁判

## 第1節 概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、刑の免除がされる場合を除き、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

## 第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、2-3-2-1表のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、令和4年は、20万572人（前年比6.0%減）となっており、最近10年間でおおむね半減している（CD-ROM参照）。その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（4-1-3-2図CD-ROM参照）。同年の無罪確定者は、60人であり、裁判確定人員総数の0.03%であった。

また、令和4年に一部執行猶予付判決が確定した人員は723人（前年比28.8%減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成25年～令和4年）

年次	総数	有罪											無罪	
		死刑	無期懲役	有期懲役			有期禁錮			罰金	拘留	科料		
				一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	全部執行猶予	全部執行猶予率						
25年	365,291	8	38	52,725	…	29,463	55.9	3,174	3,058	96.3	306,316	4	2,559	122
26	337,794	7	28	52,557	…	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417	116
27	333,755	2	27	53,710	…	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247	88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962	104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919	130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834	123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556	96
2	221,057	2	19	44,232	1,298	27,163	61.4	2,738	2,691	98.3	172,326	5	1,366	76
3	213,315	4	18	43,556	1,015	26,905	61.8	2,670	2,624	98.3	165,276	5	1,390	94
4	200,572	—	10	38,910	723	24,069	61.9	2,630	2,580	98.1	157,394	6	1,231	60

注 1 検察統計年報による。

2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。

3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

## 第3節 第一審

### 1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和4年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあり、4年は4万3,517人（前年比10.3%減）であった（司法統計年報による。）。

(令和4年)

罪 名	総 数	有 罪								罰金等
		死 刑	懲 役 ・ 禁 錮							
			無 期	有 期	一部執行 猶 予	保 護 観 察 付	全部執行 猶 予	保 護 観 察 付		
総 数	43,517 (69)	-	19	41,098	668	656	26,396	1,644	2,094	
地 方 裁 判 所	41,028 (66)	-	19	39,164	667	655	24,999	1,523	1,611	
刑 法 犯	20,874	-	19	19,774	25	23	10,679	1,063	940	
公 務 執 行 妨 害	249	-	-	204	-	-	135	9	42	
放 火	174	-	-	173	-	-	97	42	-	
偽 造	394	-	-	391	-	-	313	4	1	
わ い せ つ 等	1,329	-	-	1,308	3	3	716	134	13	
殺 人	213	-	9	197	-	-	54	21	-	
傷 害	2,157	-	-	1,796	4	4	1,111	148	341	
過 失 傷 害	50	-	-	41	-	-	39	-	4	
窃 盗	10,133	-	-	9,749	14	12	4,666	467	330	
強 盗	345	-	10	334	-	-	86	34	-	
詐 欺	3,259	-	-	3,239	1	1	1,927	74	-	
恐 喝	197	-	-	195	-	-	134	10	-	
横 領	423	-	-	396	-	-	235	14	24	
毀 棄 ・ 隠 匿	408	-	-	348	-	-	222	21	60	
暴 力 行 為 等 処 罰	260	-	-	216	-	-	106	17	41	
そ の 他	1,283	-	-	1,187	3	3	838	68	84	
特 別 法 犯	20,154	-	-	19,390	642	632	14,320	460	671	
公 職 選 挙 法	3	-	-	-	-	-	-	-	3	
銃 刀 法	78	-	-	51	-	-	20	-	22	
児 童 福 祉 法	37	-	-	36	-	-	20	3	1	
大 麻 取 締 法	2,166	-	-	2,162	30	30	1,867	58	-	
覚 醒 剤 取 締 法	4,926	-	-	4,912	586	576	1,835	185	-	
麻 薬 取 締 法	459	-	-	459	18	18	350	16	-	
麻 薬 特 例 法	93	-	-	93	-	-	49	-	-	
税 法 等	188	-	-	121	-	-	116	-	66	
出 資 法	41	-	-	38	-	-	35	-	3	
道 路 交 通 法	5,066	-	-	4,826	4	4	4,007	80	215	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	4,038	-	-	3,949	1	1	3,720	37	61	
入 管 法	1,454	-	-	1,388	-	-	1,354	1	64	
廃 棄 物 処 理 法	147	-	-	108	-	-	88	1	39	
組 織 的 犯 罪 処 罰 法	39	-	-	38	-	-	26	-	1	
そ の 他	1,419	-	-	1,209	3	3	833	79	196	
簡 易 裁 判 所	2,489 (3)	...	...	1,934	1	1	1,397	121	483	
刑 法 犯	2,268	...	...	1,934	1	1	1,397	121	302	
住 居 侵 入	44	...	...	34	-	-	24	1	10	
傷 害	78	...	...	-	-	-	-	-	68	
過 失 傷 害	12	...	...	-	-	-	-	-	12	
窃 盗	2,054	...	...	1,877	1	1	1,361	118	161	
横 領	33	...	...	23	-	-	12	2	10	
盗 品 譲 受 け 等	-	...	...	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	47	...	...	-	-	-	-	-	41	
特 別 法 犯	221	...	...	-	-	-	-	-	181	
公 職 選 挙 法	-	...	...	-	-	-	-	-	-	
銃 刀 法	12	...	...	-	-	-	-	-	12	
道 路 交 通 法	45	...	...	-	-	-	-	-	38	
自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法	54	...	...	-	-	-	-	-	43	
そ の 他	110	...	...	-	-	-	-	-	88	

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。  
2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。  
3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。  
4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。  
5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。  
6 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。  
7 「横領」は、遺失物等横領を含む。  
8 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。  
9 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。  
10 ( ) 内は、無罪人員で、内数である。

令和4年における有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数に占める全部執行猶予率は64.2%であった。同年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は668人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が586人(87.7%)と最も多く、次いで、大麻取締法違反30人(4.5%)、麻薬取締法違反18人(2.7%)の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況(罪名別、裁判内容別)については、3-3-2-2表参照。

## 2 科刑状況

### (1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移(最近10年間)を罪名別に見ると、2-3-3-2表のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人(自殺関与、同意殺人及び予備を含まない)、強盗致死(強盗殺人を含む。以下この章において同じ。)又は強盗・強姦等致死に限られている。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移(罪名別)

(平成25年～令和4年)

#### ① 死刑

年次	総数	殺人	強盗致死及び強盗・強姦等致死
25年	5	2	3
26	2	—	2
27	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	—
30	4	2	2
元	2	2	—
2	3	2	1
3	3	3	—
4	—	—	—

#### ② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盗致死傷及び強盗・強姦等	その他
25年	24	6	17	1
26	23	2	19	2
27	18	7	10	1
28	25	9	16	—
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	—
2	12	3	8	1
3	18	8	9	1
4	19	9	10	—

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。  
 3 「強盗致死(傷)」は、強盗殺人を含む。

## (2) 有期懲役・禁錮

令和4年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、**2-3-3-3表**のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM資料**2-3**参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反については**4-1-3-4表**、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM資料**4-3**、財政経済犯罪についてはCD-ROM資料**4-5**をそれぞれ参照。

**2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況**

(令和4年)

### ① 3年を超える科刑状況

罪名	総数	25年を超え	20年を超え	15年を超え	10年を超え	7年を超え	5年を超え	3年を超え
		30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下
地方裁判所	2,528	11	5	44	114	209	387	1,758
殺人	139	4	3	26	34	31	20	21
傷害	128	-	-	-	10	18	33	67
窃盗	635	-	-	-	2	5	34	594
強盗	207	6	2	3	23	41	58	74
詐欺	398	-	-	-	-	6	52	340
恐喝	12	-	-	-	-	1	-	11
強制性交等・強制わいせつ	332	-	-	7	21	57	111	136
銃刀法	15	-	-	-	-	3	8	4
薬物犯罪	476	1	-	7	15	27	42	384
自動車運転死傷処罰法	47	-	-	1	3	10	7	26

### ② 3年以下の科刑状況

罪名	総数	2年以上3年以下			1年以上2年未満			6月以上1年未満			6月未満		
		実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予
地方裁判所	36,636	4,565	271	6,639	4,395	365	11,669	2,258	30	5,926	419	1	765
殺人	58	4	-	53	-	-	1	-	-	-	-	-	-
傷害	1,668	135	1	359	216	2	588	181	1	161	25	-	3
窃盗	9,114	1,721	5	1,490	1,863	8	2,701	853	1	475	11	-	-
強盗	127	39	-	86	2	-	-	-	-	-	-	-	-
詐欺	2,841	597	1	1,108	257	-	806	58	-	13	2	-	-
恐喝	183	18	-	82	28	-	51	3	-	1	-	-	-
強制性交等・強制わいせつ	865	145	-	416	74	2	227	1	-	2	-	-	-
銃刀法	36	2	-	6	3	-	1	8	-	9	3	-	4
薬物犯罪	7,150	1,571	263	914	1,298	350	1,890	159	21	1,285	21	-	12
自動車運転死傷処罰法	3,902	62	1	569	74	-	2,337	43	-	804	3	-	10
簡易裁判所	1,934	33	-	119	341	-	999	160	1	278	3	-	1
窃盗	1,877	33	-	118	338	-	987	145	1	255	-	-	1

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。  
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。  
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。



### (3) 罰金・科料

令和4年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和4年)

#### ① 通常第一審

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円 以 上	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	2,090	133	182	753	580	354	64	20	4
公務執行妨害	50	—	1	34	11	3	—	1	…
傷 害	409	1	20	126	122	125	14	1	—
過失傷害	16	—	4	3	4	3	2	—	—
窃 盗	491	—	20	196	255	20	—	—	…
公職選挙法	3	—	—	2	—	1	—	—	—
風営適正化法	16	7	3	2	2	2	—	—	…
銃 刀 法	34	—	1	2	12	18	1	—	…
道 路 交 通 法	253	—	25	150	10	15	38	15	—
自動車運転死傷処罰法	104	1	42	30	13	16	2	—	…
そ の 他	714	124	66	208	151	151	7	3	4

#### ② 略式手続

罪 名	総 数	罰 金							科 料
		100万円	100万円 未 満	50万円 未 満	30万円 未 満	20万円 未 満	10万円 未 満	5万円 未 満	
総 数	156,257	271	13,821	40,265	17,011	19,353	51,323	13,067	1,146
過失運転致死傷等	33,336	66	6,275	12,509	6,529	7,938	13	6	…
道 交 違 反	88,436	12	4,082	16,048	1,861	2,481	50,843	12,997	112
公務執行妨害	437	—	29	299	97	11	1	—	…
窃 盗	4,672	—	430	1,808	2,219	212	2	1	…
そ の 他	29,376	193	3,005	9,601	6,305	8,711	464	63	1,034

- 注 1 司法統計年報による。  
 2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。  
 3 ①は、略式手続から移行したものを含む。  
 4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。  
 5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。  
 6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

## 3 裁判員裁判

**裁判員裁判**（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあるため、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和4年において、同決定がなされた終局人員は5人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しい長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和4年の新規受理人員の総数は、前年から5.8%増加して839人であったところ、覚醒剤取締法違反の新規受理人員が前年から114.3%増加して60人となったほか、通貨偽造の新規受理人員も前年から113.3%増加して32人となり、特に前年からの増加幅が大きかった。罪名別で新規受理人員が最も多かったのは、前年と同様に殺人であり、前年から3.6%増加して228人であった。

**2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）**

（平成30年～令和4年）

区分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・強制的性交等	傷害致死	強制的性交等致死傷	強制わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
30年	1,090	250	23	281	24	82	49	104	7	115	23	16	96	1	19
元	1,133	255	21	222	18	71	55	77	16	100	25	7	252	1	13
2	1,004	217	33	304	28	57	47	90	22	97	6	9	77	-	17
3	793	220	12	136	25	82	47	69	25	87	15	5	28	-	42
4	839	228	18	133	15	85	50	74	23	80	32	9	60	1	31
終局処理人員															
30年	1,038	247	17	203	19	109	63	85	13	100	9	10	98	30	35
元	1,021	242	25	209	23	80	46	71	8	101	18	14	116	32	36
2	933	197	11	202	13	44	44	68	14	84	8	2	190	22	34
3	928	237	27	226	21	69	42	64	25	77	4	5	80	27	24
4	753	189	21	122	17	86	46	66	17	70	7	11	31	31	39

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。  
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。  
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。  
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。  
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。  
 6 「危険運転致死」の新規受理人員は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。  
 7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。  
 8 「その他」は、保護責任者遺棄致死、拐取者身の代金取得等、身の代金拐取、逮捕監禁致死傷等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和4年に第一審で判決等に至った裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は13.8月（前年比1.2月増）であり、6月以内のものが10.7%（同1.9pt低下）を占め、そのうち3月以内のものはなかったのに対し、1年を超えるものが43.5%（同4.0pt上昇）を占めた。また、開廷回数の平均は5.4回であり、3回以下が13.7%、5回以下が68.8%を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

**2-3-3-6表**は、令和4年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、738人（前年比166人減）であった。

2-3-3-6表

裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

(令和4年)

罪 名	総数	無罪	有 罪														免訴	家裁 へ 移送
			死刑	懲 役									禁錮	罰金				
				無期	20年を 超える	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年以下							
											実 刑	全 部 執行猶予						
一部執 行猶予		保 護 観 察 付																
総 数	738	12	-	18	16	36	96	139	140	108	33	-	138	79	-	-	-	2
殺 人	184	2	-	8	7	23	34	31	20	21	3	-	35	19	-	-	-	-
強盗致傷	121	1	-	-	-	-	13	23	42	23	4	-	15	10	-	-	-	-
傷害致死	83	3	-	-	-	-	10	16	27	17	3	-	5	1	-	-	-	2
現住建造物 等 放 火	69	-	-	-	-	-	5	4	8	16	6	-	30	22	-	-	-	-
強制わいせ つ 致 死 傷	65	-	-	-	-	-	-	2	6	18	10	-	29	22	-	-	-	-
強制性交等 致 死 傷	46	1	-	-	-	3	8	21	12	1	-	-	-	-	-	-	-	-
覚 醒 剤 取 締 法	30	-	-	-	1	7	10	9	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-
麻薬特例法	31	-	-	-	-	-	2	9	11	8	1	-	-	-	-	-	-	-
強盗致死	21	-	-	10	7	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
危険運転 致 死	17	-	-	-	-	1	2	10	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強盗・強制 性 交 等	17	-	-	-	1	-	8	7	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
保護責任者 遺 棄 致 死	12	-	-	-	-	-	1	3	2	1	1	-	4	2	-	-	-	-
銃 刀 法	11	5	-	-	-	-	-	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の 代 金 取 得 等	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-
通貨偽造	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6	1	-	-	-	-
そ の 他	16	-	-	-	-	-	1	3	2	1	4	-	5	2	-	-	-	-

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。

2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。

4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。

5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。

6 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。

7 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。

8 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

## 4 即決裁判手続

令和4年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、2-3-3-7表のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は45人（前年比92人減）、簡易裁判所においては1人（同7人減）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

(令和4年)

区分	総数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	45 (42,278)	- (254)	- (447)	1 (10,622)	7 (2,197)	12 (5,005)	1 (468)	3 (5,125)	21 (1,463)	- (16,697)
簡易裁判所	1 (2,629)	- (10)	- (50)	1 (2,103)	- (-)	- (-)	- (-)	- (53)	- (1)	- (412)

注 1 司法統計年報による。

2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。

3 ( ) 内は、通常第一審の終局処理総人員（移送等を含む。）である。

## 5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和4年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は929人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は162人であった（司法統計年報による。）。

令和4年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は15.0月（前年比1.5月増）であり、平均開廷回数は6.2回（同0.5回増）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和4年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は11.5月（前年比1.0月増）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.7回で、6回以上の割合は26.1%（同2.9pt低下）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

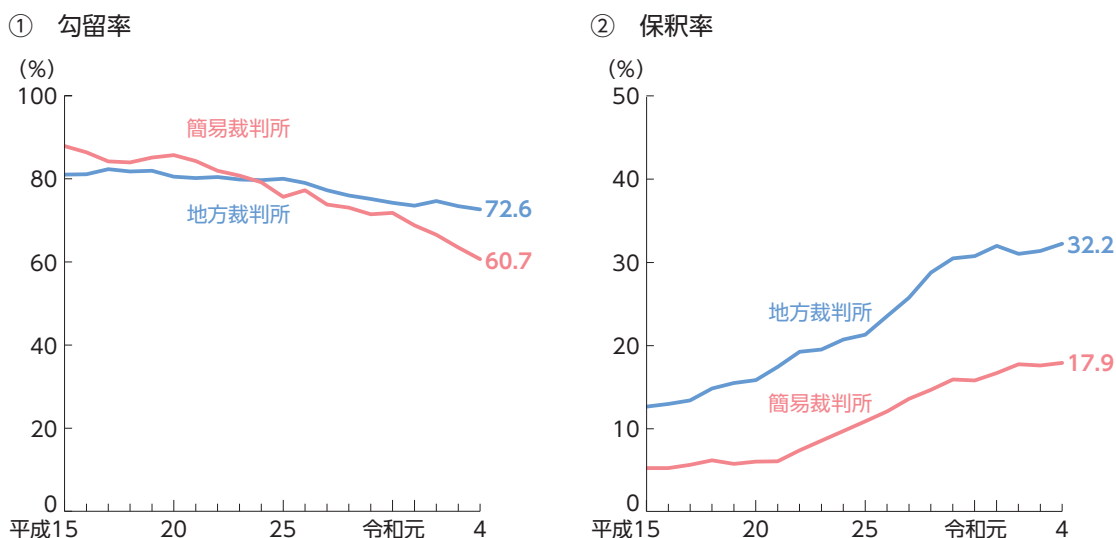
## 6 勾留と保釈

2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（終局処理総人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成15年から26年までは、17年（82.3%）をピークに80%前後で推移した後、26年以降は低下傾向にあり、令和4年は72.6%（前年比0.8pt低下）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～87%台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は一貫して地方裁判所の勾留率を下回っており、令和4年は60.7%（同2.8pt低下）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から上昇傾向にあり、令和4年は32.2%（前年比0.8pt上昇）であった。簡易裁判所でも、平成16年（5.3%）を境に上昇傾向にあり、令和4年は17.9%（同0.3pt上昇）であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

(平成15年～令和4年)



- 注 1 司法統計年報による。  
 2 「勾留率」は、終局処理総人員（移送等を含む。）に占める勾留総人員の比率をいう。  
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和4年の通常第一審における終局処理人員について、被告人の勾留状況を見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

(令和4年)

区 分	終局処理総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留 期 間			保釈人員 (C)	勾留率 $\frac{B}{A}$ (%)	保釈率 $\frac{C}{B}$ (%)
			1月以内	3月以内	3月を超える			
地方裁判所	42,278	30,713 (100.0)	7,324 (23.8)	15,031 (48.9)	8,358 (27.2)	9,891	72.6	32.2
簡易裁判所	2,629	1,595 (100.0)	267 (16.7)	1,214 (76.1)	114 (7.1)	285	60.7	17.9

- 注 1 司法統計年報による。  
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。  
 3 ( ) 内は、構成比である。

## 第4節 上訴審

令和4年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については11.5%、簡易裁判所の裁判については8.7%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみの控訴申立てによるものが4,756人（98.7%）、検察官のみの控訴申立てによるものが48人（1.0%）、双方からの控訴申立てによるものが14人（0.3%）、破棄差戻し・移送等によるものが2人（0.0%）であった（司法統計年報による。）。

令和4年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は、平成25年以降、5,700人台から6,100人台で推移していたが、令和2年及び3年に5,300人台に減少し、4年は4,820人（前年比511人減）であった（司法統計年報による。）。

破棄人員411人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが282人と最も多く、次いで、事実誤認（50人）、量刑不当（36人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は6人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した19人のうち9人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和4年の終局処理人員は297人（前年比21.2%減）であり、そのうち控訴棄却が252人と最も多く、控訴取下げが23人、公訴棄却が2人であった。破棄人員は20人であり、破棄のうち自判が17人（自判内容は、有罪が16人、無罪が1人）、差戻し・移送が3人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1 表

## 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和4年)

罪 名	総数	破 棄						差戻し・移送	控訴棄却	取下げ	公訴棄却
		自 判									
		計	有罪	一部有罪	無罪	免訴					
総 数	4,820	386	374	6	6	—	25	3,578	806	25	
刑 法 犯	2,975	312	304	4	4	—	15	2,188	443	17	
公務執行妨害	32	—	—	—	—	—	—	27	5	—	
放 火	28	4	4	—	—	—	—	18	4	2	
偽 造	32	3	3	—	—	—	—	26	3	—	
わいせつ等	249	39	39	—	—	—	3	188	18	1	
殺 人	71	3	3	—	—	—	1	62	5	—	
傷 害	306	20	19	—	1	—	5	238	43	—	
過失傷害	18	1	—	—	1	—	3	12	2	—	
窃 盗	1,295	89	88	—	1	—	—	957	240	9	
強 盗	118	12	12	—	—	—	—	92	14	—	
詐 欺	535	105	103	2	—	—	2	342	82	4	
恐 喝	32	5	4	1	—	—	—	23	4	—	
横 領	44	10	10	—	—	—	1	31	2	—	
毀棄・隠匿	46	5	4	1	—	—	—	34	7	—	
暴力行為等処罰法	34	3	3	—	—	—	—	25	6	—	
そ の 他	135	13	12	—	1	—	—	113	8	1	
特 別 法 犯	1,845	74	70	2	2	—	10	1,390	363	8	
公職選挙法	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	
銃 刀 法	11	—	—	—	—	—	—	9	2	—	
大麻取締法	76	5	5	—	—	—	—	60	11	—	
覚醒剤取締法	945	32	29	2	1	—	3	638	270	2	
麻薬取締法	31	2	2	—	—	—	—	23	6	—	
麻薬特例法	15	—	—	—	—	—	—	10	5	—	
出 資 法	10	—	—	—	—	—	—	10	—	—	
道 路 交 通 法	355	7	7	—	—	—	2	306	38	2	
自動車運転死傷処罰法	137	4	4	—	—	—	1	120	10	2	
入 管 法	19	—	—	—	—	—	—	14	4	1	
そ の 他	244	24	23	—	1	—	4	198	17	1	

注 1 司法統計年報による。

2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

6 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。

令和4年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、44.6%であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員（第一審が高等裁判所であるものがある場合には、これを含む。）は、平成25年以降、1,800人台から2,100人台で推移していたが、令和4年は1,685人（前年比9.0%減）であり、その内訳は、上告棄却が1,407人（83.5%）、上告取下げが266人（15.8%）と続く。破棄については、6人（自判が2人、差戻し・移送が4人）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和4年の終局処理人員は158人で、その内訳は、上告棄却が140人、上告取下げが17人、破棄が1人（差戻し・移送）であった（司法統計年報による。）。

# 第4章 成人矯正

## 第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。なお、拘禁刑の創設に係る刑法等の改正については、本編第1章1項(2)参照。

罰金・料金を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される(労役場留置)。法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

売春防止法(昭和31年法律第118号)5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性は、**婦人補導院**に收容される。なお、令和4年5月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)により、売春防止法が改正されて補導処分の規定が削除され、婦人補導院は、6年4月1日に廃止される。

### 1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所及び少年刑務所**は、主として受刑者を收容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を收容する施設である。令和5年4月1日現在、刑事施設は、本所が74庁(刑務所59庁(社会復帰促進センター4庁を含む。)、少年刑務所7庁、拘置所8庁)、支所が102庁(刑務支所8庁、拘置支所94庁)である(法務省矯正局の資料による。)。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

現在、婦人補導院は、東京に1庁置かれている。令和4年には、婦人補導院への入院はなかった(矯正統計年報による。)

### 2 刑事施設における処遇

刑事施設に收容されている未決拘禁者、受刑者等の被收容者の処遇は、刑事收容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。令和4年6月の刑法等の一部を改正する法律の成立により、刑事收容施設法の一部改正が行われた。同改正により、まず、①矯正処遇を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び申出のあった被害者等から聴取した心情等を考慮すること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設の長の責務とすること、③処遇の原則及び矯正処遇の目標等を定める処遇要領の考慮要素に「年齢」を追加することなどの規定が整備され、それぞれ令和5年12月1日に施行されることとなった。

なお、現在、懲役受刑者には、矯正処遇として、作業の実施が前提とされているところ、前記刑法等の改正により創設された拘禁刑に係る規定が施行(令和7年6月までに施行)された後は、そうした制約はなくなり、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた矯正処遇を行うこととなる。



### コラム3 名古屋刑務所不適正処遇事案

法務大臣は、令和4年12月9日、名古屋刑務所に所属する多数の職員が3名の受刑者に対して、暴行等の不適正処遇に及んでいたとの事案（以下「本件事案」という。）を公表した。約20年前に受刑者に対する重大な死傷事案を引き起こした名古屋刑務所において、再び、複数の受刑者に対する暴行等の不適正処遇が繰り返し行われていたという事実は、矯正行政に対する国民の信頼を揺るがすものであった。

その上で、法務大臣は、同日、本件事案の背景事情を含めた全体像を把握し、その原因を分析するとともに適切な再発防止策の検討・提言を求めべく、外部の専門家から構成される第三者委員会の立ち上げを指示した。そして、第三者委員会においては、令和4年12月27日から5年6月21日までの約半年間にわたり、幅広い観点から議論が重ねられ、その結果、「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」が取りまとめられ、同日、法務大臣に提出された。

本コラムでは、同提言書の概要等について触れることとする。



第三者委員会による提言書提出

#### 1 本件事案の全体像

名古屋刑務所の処遇部門に勤務する若手刑務官22名（採用3年以内の20歳代中心）が、令和3年11月から4年9月までの間、知的障害等の疑いがあることなどにより、意思疎通が難しく、集団生活が困難である受刑者3名に対し、暴行等の不適正処遇を繰り返し行った。

#### 2 本件事案の原因・背景事情

第三者委員会による調査の結果、本件事案については、「名古屋刑務所特有の事情と組織風土の存在（人権意識の希薄さ及び規律秩序を過度に重視する環境、自由に意見を言いにくい職場環境）」、「受刑者の特性に応じた処遇方法が十分に検討・共有されていなかったこと」、「若手職員1人で、処遇上の配慮を要する者に対応する勤務体制」、「監督職員が不適正処遇を早期に発見する仕組みの不備」及び「不適正処遇を受けた受刑者を救済する仕組みの機能不全」といった原因・背景事情が存在していることが判明した。

#### 3 本件事案に対する調査で判明した課題

全国の職員を対象としたアンケート調査結果から、対人関係上のリスクがないと信じていることができる状態を意味する「心理的安全性」は、全国の刑事施設で低いことが判明するなど、

本件事案の原因・背景事情の一つと考えられる組織風土の問題は、名古屋刑務所のみならず、全国の施設に存在することが判明した。また、全国の施設を対象として、本件事案と同様の不適正処遇が行われているかを調査した結果、14施設において46名の職員が合計122件の不適正処遇等を行っていたことが判明した。

このような調査結果を踏まえ、第三者委員会は、広く全国を対象として再発防止策を策定するべきであるとの結論に達した。

#### 4 主な再発防止策（（1）～（4）は直接的な防止策、（5）～（7）は基盤整備の方策）

提言における主な防止策は、次のとおりである。

##### （1）処遇体制の充実

- ・ 刑務官、作業専門官（作業に関する指導を行う。）を始め、教育、心理及び社会福祉の専門家が関与するチーム処遇を確立する。
- ・ 集団編成については、拘禁刑の導入を契機に、受刑者の特性、処遇の必要性等の観点からきめ細やかに集団を編成して、専門的かつ真に必要な処遇を適時に提供できるようにすべく、保安上のリスクの高低に加え、矯正処遇や生活上の援助の必要性を軸にした分類を行い、これに合わせた施設機能の専門化、小規模化を実施するなどして監督機能の在り方を検討する。

##### （2）サポート体制・マネジメント体制の充実

- ・ 少ない職員で多数の受刑者を処遇せざるを得ないという職員体制の脆弱さが、職員が規律秩序維持を過度に重視するといったパワー論理に依拠していたことの背景にあったことに鑑み、ICT（情報通信技術）も活用した業務効率化を行った上で、昼夜間単独室棟を始めとする困難な勤務を求められる配置箇所から優先的に夜間・休日における複数職員による勤務体制を確立する。
- ・ 刑務官の身体に装着して使用するウェアラブルカメラについて、双方向通信ができる環境を整備した上で、昼夜間単独室棟で勤務する若手職員に対し、監督職員が事務室等から遠隔で、日常業務における指導・支援を行うといったサポート体制を構築する。
- ・ 矯正局や矯正管区が、本件事案のような不適正処遇を早期に発見し、その拡大・悪化・再発を防止するために、施設運営状況をリアルタイムで把握する仕組みを構築するとともに、統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底を図る。

##### （3）刑事施設視察委員会制度の運用改善

- ・ 刑事施設視察委員会（第2編第4章第4節1項参照。以下「視察委員会」という。）が、原資料を含む必要な資料を閲覧・視聴できるようにするとともに、施設によっては意見を提出しにくい状況にあった昼夜間単独室に収容されている受刑者に対するアンケートや任意抽出による面接をできるようにする。
- ・ 視察委員会の会議回数を各視察委員会の実情に応じて増やすことができるようにするとともに、全国の視察委員会で相互に情報共有ができる機会を設ける。
- ・ 矯正局や矯正管区が毎年実施している実地監査において、視察委員会委員長や他の委員からヒアリングを実施することや刑事施設の対応状況を矯正管区がモニタリングし定期的に公表することなどにより、視察委員会がその機能を十分に発揮できるようにするための体制を整備する。

##### （4）不服申立制度の運用改善

- ・ 外部協力者や職員等との各種面接において申出があった不服を拾い上げる仕組みや、定期的に管理職等が被収容者と面接し、処遇の状況を確認する仕組みを構築する。

- ・書面で行うこととされている法務大臣や矯正管区長への不服申立てについて、秘密申立権を保障しつつ、デジタル技術を用いて被収容者が口頭で発した内容を文章化し、要約したものを申立内容として受理する方法等の導入を検討する。

#### (5) 組織風土の変革

- ・職員間の人間関係やこれに起因するストレスが本件事案の一因となっていることに鑑み、職務の一環として、職種や役職にとらわれず、自由闊達な意見交換等を行うことのできる機会を複層的に設けるとともに、職員同士でしか通じない俗語・隠語や刑事施設の独特なルールについて、社会通念上相当でないものの改廃等を検討する。
- ・被収容者に対する蔑称の使用を禁止するとともに、動作要領については、合理性や相当性を精査した上で運用の在り方を見直し、懲罰についても受刑者の特性に応じ、運用の在り方を見直す。

#### (6) 人材の確保と育成の充実

- ・人間科学を始めとした多様な分野の知見のある者を採用・育成するため、刑務官が対人援助職の一つであることを学生等にアピールするとともに、魅力的なキャリアパスの実現を図る。
- ・新規採用者の研修について、全ての新規採用者について、採用後間もない時期に初等科研修（集合研修）を受講できるようにする。
- ・人権研修を充実させるほか、一定の勤務経験を経た後の研修等においても、刑事施設への収容経験のある当事者による講話・講演や意見交換を実施することにより、改善更生・社会復帰のために当事者の視点から何が必要とされるのかについて気づきを得られるよう検討するとともに、管理職層に対して、組織風土変革の意識を持ち続けさせ、その目標に向かって、組織マネジメントやリーダーシップの在り方等を学ぶ研修の機会を設ける。
- ・長期間にわたり、同一施設・部署で勤務することの弊害を避けるために、他施設・組織での勤務に触れる機会を確保するとともに、同一施設内においても部や課を超えた配置転換を推進する。

#### (7) 業務の効率化・合理化

- ・他の行政機関と比べ膨大な書面を作成し保存してきた刑事施設における、書類作成や決裁について、必要性が乏しいものなどを大胆に削減するとともに、AIやICT、デジタル関係技術を活用して効率化等できる業務がないか、組織全体で定期的に点検する。
- ・刑事施設から矯正局や矯正管区への報告について、システムを活用して合理化するとともに、報告の内容・方法を見直して合理化・効率化を図る。また、矯正局や矯正管区で保有している情報を一元的に管理できるようにする。

### 5 法務大臣指示

第三者委員会による提言書提出後の令和5年6月23日、法務大臣は、オンライン会議を開催し、同提言書の趣旨を踏まえ、全国の刑事施設長を始めとする管理職等に対し、組織風土の変革等にしっかり取り組むよう直接指示をした。

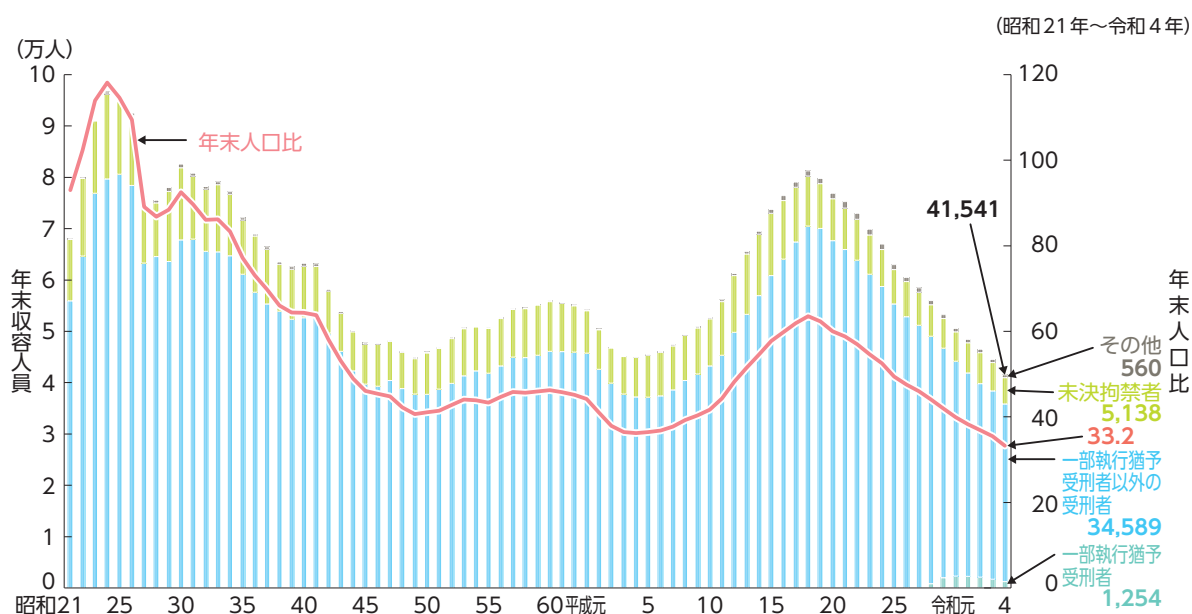
これを受け、矯正当局においては、不適正処遇事案の根絶を図ることはもとより、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることにより、「安全・安心な社会」の実現に寄与するため、組織を挙げて、同提言書に盛り込まれた再発防止策の確実な実施に向けた取組を行っている。

## 第2節 刑事施設の収容状況

### 1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-1図のとおりである（女性については4-7-2-3図、一日平均収容人員の推移についてはCD-ROM資料2-4をそれぞれ参照）。年末収容人員は、平成18年に8万1,255人を記録したが、19年以降減少し続け、令和4年末現在は4万1,541人（前年末比6.7%減）であり、このうち、受刑者は3万5,843人（同6.6%減）であった。なお、4年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、1,254人（同26.0%減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

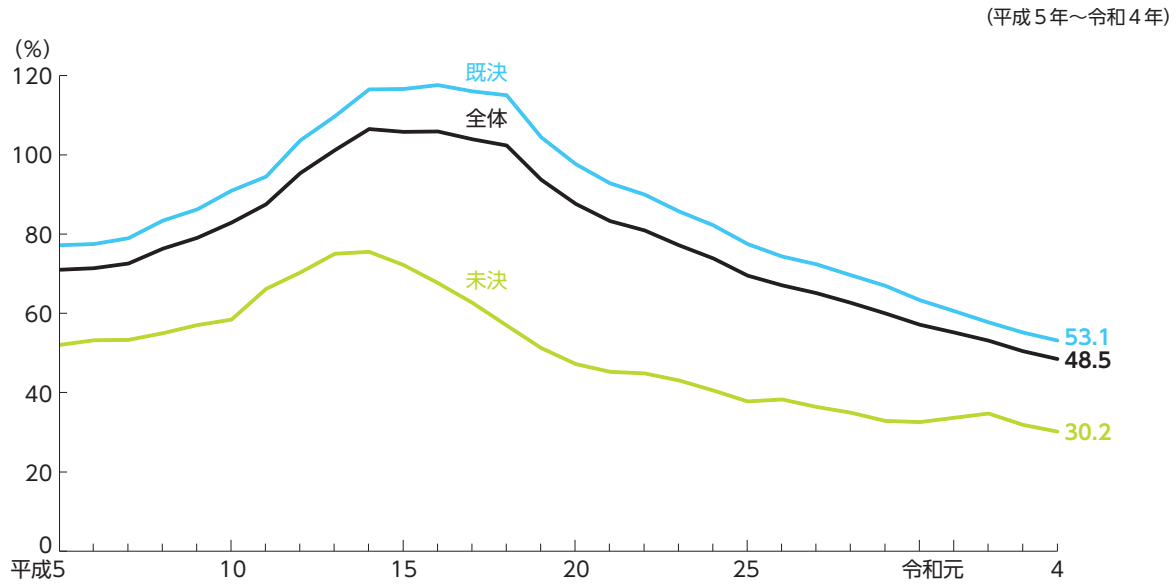


- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。  
3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。  
4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。  
5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

### 2 刑事施設の収容率

刑事施設の**収容率**の推移（最近30年間）は、2-4-2-2図のとおりである（女性については、4-7-2-3図参照）。令和4年末現在において、収容定員8万5,680人（このうち既決の収容定員は6万8,297人、未決の収容定員は1万7,383人）であるところ、収容人員は、4万1,541人（前年末比3,004人（6.7%）減）であり、このうち既決の人員は3万6,296人（同2,599人（6.7%）減）、未決の人員は5,245人（同405人（7.2%）減）であった。収容率は、全体で48.5%（同2.0pt低下）であり、既決では53.1%（同2.0pt低下）、未決では30.2%（同1.8pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-2 図 刑事施設の収容率の推移



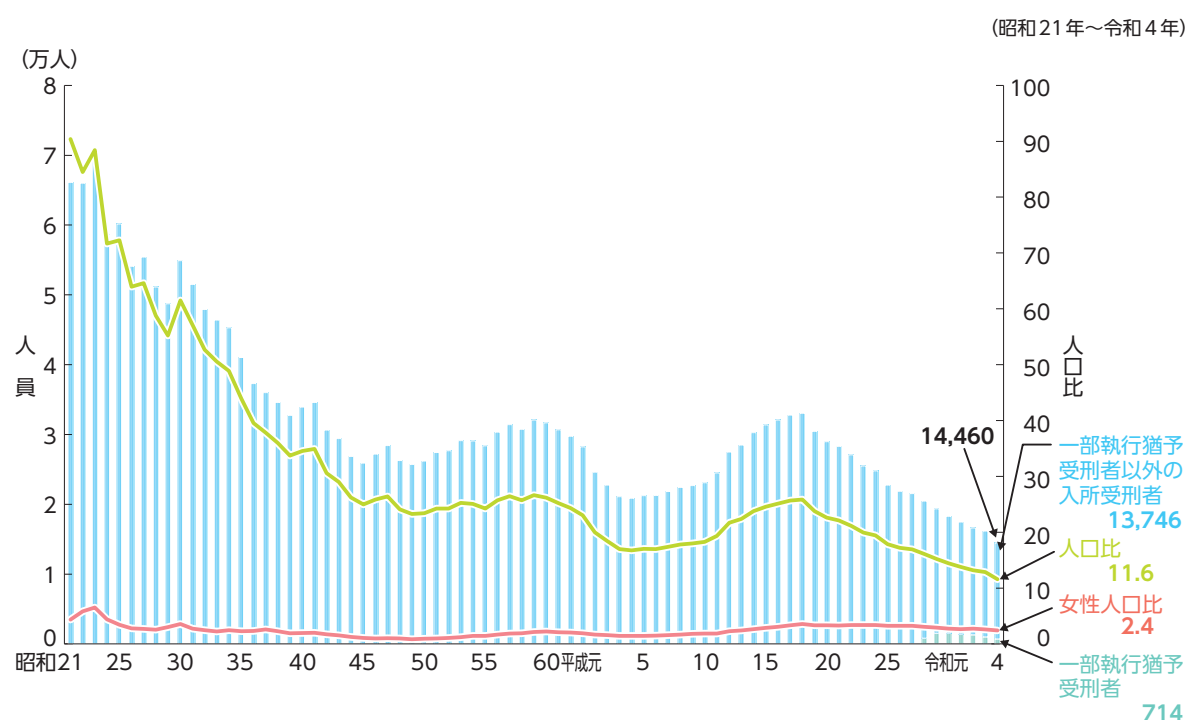
注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 「収容率」は、各年末現在における収容人員の収容定員に対する比率をいう。  
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。  
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-3図のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続け、令和4年は1万4,460人（前年比10.5%減）と戦後最少を更新した（CD-ROM参照。女性については4-7-2-4図、年齢層別及び高齢者率については4-8-2-2図をそれぞれ参照）。

2-4-2-3 図 入所受刑者の人員・人口比の推移



注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和4年における受刑者の入所事由別人員は、2-4-2-4表のとおりである。

2-4-2-4表 受刑者の入所事由別人員

(令和4年)

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
15,477 (100.0)	14,460 (93.4)	296 (1.9)	11 (0.1)	60 (0.4)	8 (0.1)	5 (0.0)	450 (2.9)	-	187 (1.2)

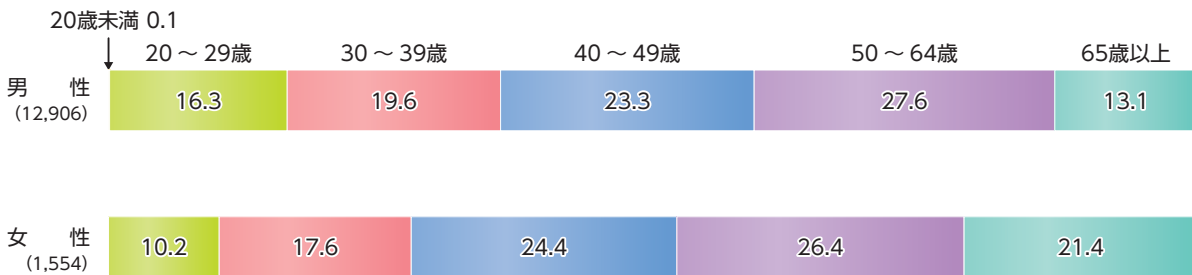
- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。  
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。  
 4 ( )内は、構成比である。

## (2) 特徴

令和4年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、2-4-2-5図のとおりである（女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、4-7-2-5図参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和4年)

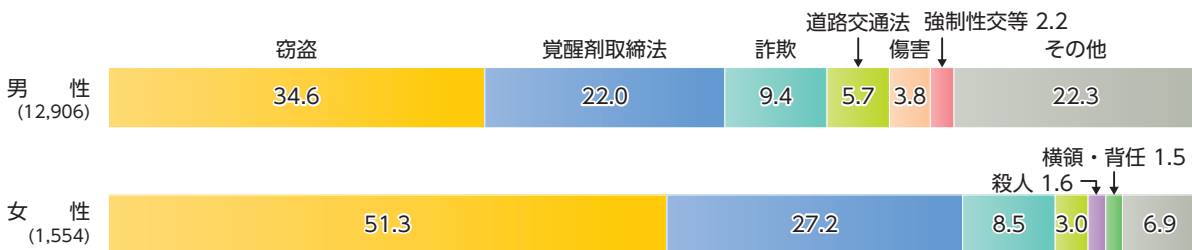


- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。  
 3 ( )内は、実人員である。

令和4年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、2-4-2-6図のとおりである（高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、4-8-2-3図参照）。

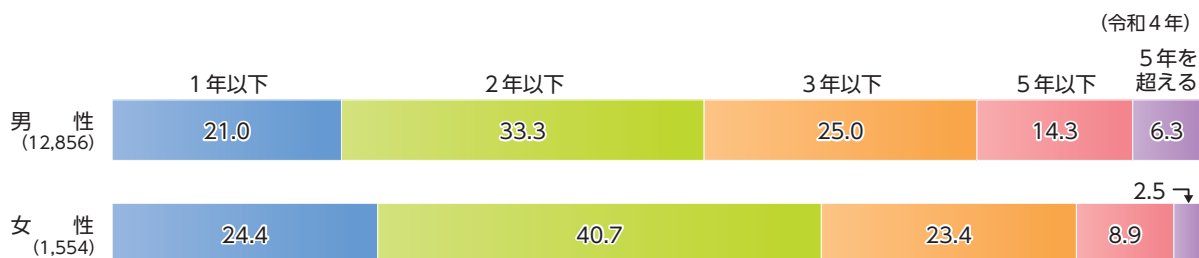
2-4-2-6図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

(令和4年)



令和4年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万4,410人(99.7%)、禁錮44人(0.3%)、拘留5人であった(矯正統計年報による。)。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-7図**のとおりである(懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料**2-5**を参照)。

**2-4-2-7図 入所受刑者(懲役)の刑期別構成比(男女別)**



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 不定期刑は、刑期の長期による。  
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。  
 4 「5年を超える」は、無期を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

## 4 出所受刑者

### (1) 人員

令和4年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-8表**のとおりである。出所受刑者(仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。)に占める満期釈放者等(満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。)の比率は、37.9%(前年比1.3pt低下)であった(CD-ROM参照)。

**2-4-2-8表 受刑者の出所事由別人員**

(令和4年)

総数	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
17,973	6,479 (37.9)	6,292	187	10,636 (62.1)	9,635	1,001	-	-	15	399	181	-	263 [1]

- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 ( )内は、満期釈放等と仮釈放の合計に対する比率である。  
 3 [ ]内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

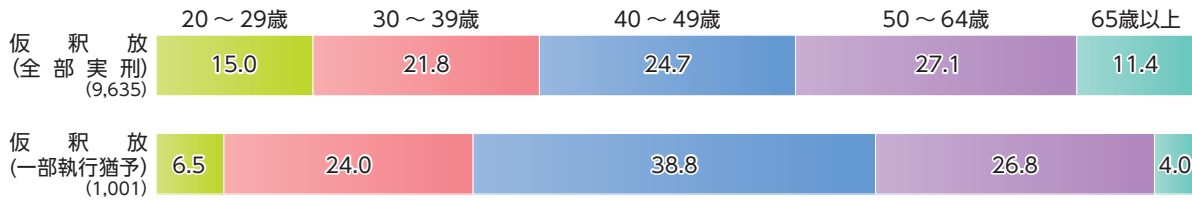
## (2) 特徴

令和4年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-9図のとおりである。

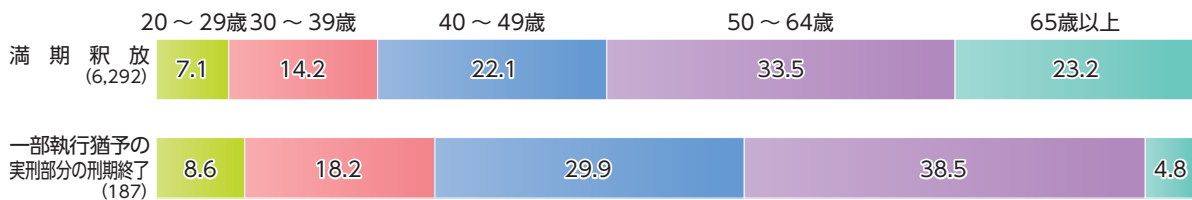
2-4-2-9図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

(令和4年)

### ① 仮釈放



### ② 満期釈放等



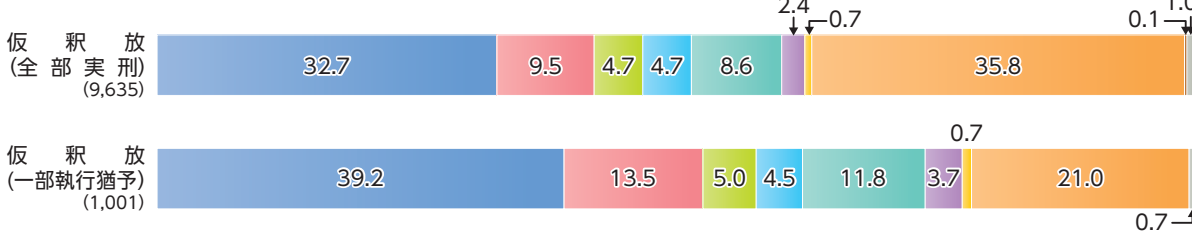
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

令和4年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-10図のとおりである（男女別については、4-7-2-6図参照）。

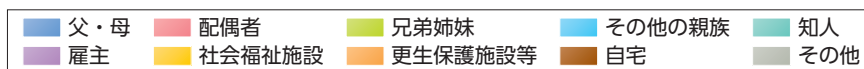
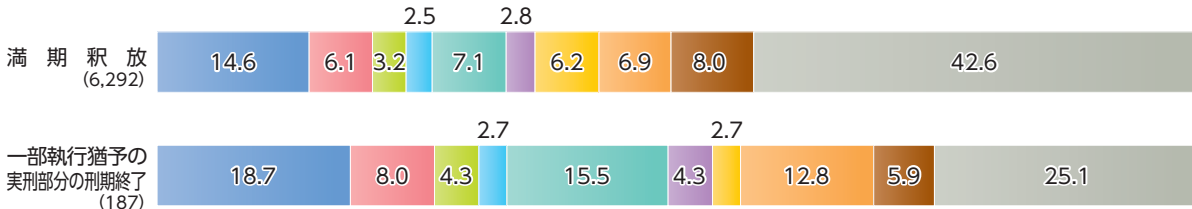
2-4-2-10図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和4年)

### ① 仮釈放



### ② 満期釈放等



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。  
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。  
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。  
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

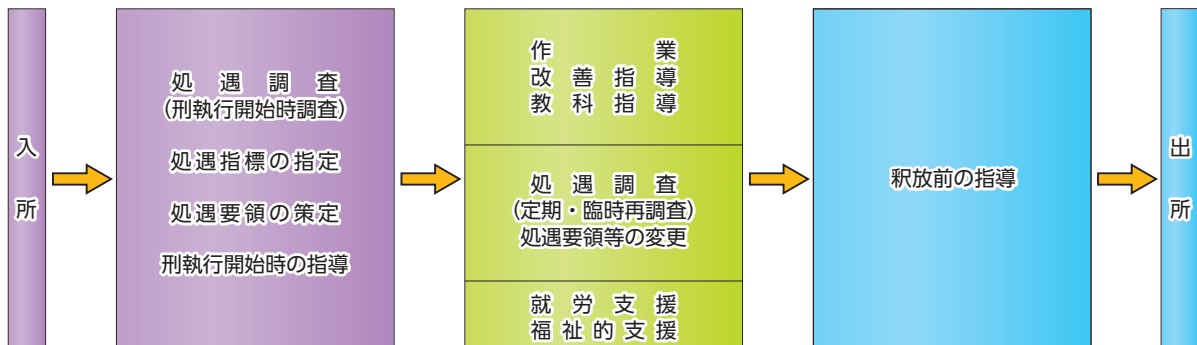


## 第3節 受刑者の処遇等

### 1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、2-4-3-1 図のとおりである。

2-4-3-1 図 受刑者処遇の流れ



#### (1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている**受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）**のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてGツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標の区分及び令和4年末現在の符号別の人員は**2-4-3-2表**のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。令和4年9月からは、若年受刑者に対する処遇の充実のため、新たに女性の若年受刑者に対する精密な処遇調査を行う調査センターを美祿社会復帰促進センターに設置したほか、受刑者の属性に新たな属性を追加するなどの一部改正がなされた処遇指標による運用が開始された。

2-4-3-2表 処遇指標の区分・符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
改善指導	一般改善指導		R0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労支援指導	R6
教科指導	補習教科指導		E1
	特別教科指導		E2

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗

(令和4年末現在)

属性及び犯罪傾向の進捗	符号	人員
拘留受刑者	D	1
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	-
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M	175
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P	255
女子	W	2,780
日本人と異なる処遇を必要とする者	F	1,169
禁錮受刑者	I	97
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U	18
少年院への収容を必要としない少年	J	1
執行すべき刑期が10年以上である者	L	4,091
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Yj	47
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yjに該当しないもの	Y	1,410
犯罪傾向が進んでいない者	A	8,098
犯罪傾向が進んでいる者	B	13,992

- 注 1 矯正統計年報及び法務省矯正局の資料による。  
 2 F指標が指定される受刑者は、令和4年3月31日以前は「日本人と異なる処遇を必要とする外国人」である。  
 3 U指標が指定される受刑者は、令和4年9月から、Yj指標が指定される受刑者は、令和4年4月から、それぞれ計上している。  
 4 Y指標が指定される受刑者は、令和4年3月31日以前は「可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人」である。  
 5 複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。

また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

## コラム4 若年受刑者に対する処遇の充実

刑事施設においては、法制審議会による諮問第103号に対する答申（令和2年10月）を踏まえ、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実が図られてきているところ、本コラムでは、令和4年版犯罪白書コラム2において取り上げた「若年受刑者ユニット型処遇」（4年9月運用開始）に引き続き、「若年受刑者少年院転用型処遇」（5年11月運用開始。以下「少年院転用型処遇」という。）について紹介する。

### 1 「少年院転用型処遇」の基本的枠組み

少年院転用型処遇においては、特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に收容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を実施することとされており、以下の基本的枠組みが定められている。

- (1) 少年院を転用した刑事施設に收容し、少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇を実施する。
- (2) 少年院の知見を活用し、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を展開する。
- (3) 刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携する。

### 2 対象者

おおむね26歳未満で、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者等を対象者として選定する。

以上が少年院転用型処遇の概要であるが、対象施設となった市原青年矯正センターは、元々は市原学園という少年院であった建物を転用していることから、建物・設備は、一般の刑事施設とは大きく異なる半開放的な処遇環境となっており、少年院ならではの寮舎の構造は更生的風土を醸成するものである。

また、実施される処遇の内容については、若年受刑者ユニット型処遇における「対話ベース・モデル」に準じたものとされ、①明るく規則正しい環境の下、受刑者との信頼関係の構築に努めつつ、受刑者の特性、社会復帰上の課題等に応じたきめ細かな矯正処遇を科学的・計画的に実施すること、②刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官、就労支援専門官、作業専門官、医療職等の多職種の職員が協働し、受刑者の特性等に応じた矯正処遇等を実施すること、③更生保護官署を始めとする関係機関との連携を含め、受刑者の出所後の生活設計や進路選択の意向を踏まえた社会復帰支援の実施に配慮するものとするのが、基本の方針とされている。

今回対象となる受刑者については、これまでも手厚い処遇が実施されてきたところではあるが、新たに整えられた環境及び方針の下で、集団で行う矯正処遇と並行して、個別面接や日記指導、生活状況等に応じた個別課題の選定など、個に応じた処遇にも重点が置かれるこ



市原青年矯正センター外観【法務省矯正局提供】

となる。少年院において培われてきた知見を最大限に活用し、若年であることや各々の有する障害の特性等を踏まえたきめ細かな改善指導、教科指導、作業・職業訓練等が展開されていくことが期待される。

さらに、社会復帰支援の側面においては、個々の障害特性等に応じ、関係機関との早期かつ緊密な連携の下に支援を進めていくことに加え、新たに、出所者本人又は出所者の支援に関係する者（引受人、親族、雇用主、福祉施設の職員、医療機関の職員等）から出所後の対人関係、就労等に関して相談を受け付けることについての体制も整えられることとなった。少年院においては、少年院法の規定に基づき、退院・仮退院した者やその保護者等から相談を求められた場合において、少年院の職員がその相談に応じてきたところであり、この点においても、少年院において培われてきた知見が生かされることが期待される。関係機関との連携の体制や出所者等からの相談に応じる体制が構築されることなどにより、知的障害、情緒障害又は発達障害を有する若年受刑者に対する処遇について、施設内処遇から社会内処遇へ円滑に移行し、また、その充実化が図られ、促進されていくことが期待される。



多職種の職員による打合せの様子【法務省矯正局提供】

## （2）制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養<sup>かん</sup>するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、前記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。令和5年4月10日現在、刑事施設本所74庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁（札幌、横浜、さいたま及び小倉）合計86庁の施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種287人（0.8%）、第2種5,553人（15.8%）、第3種2万4,985人（71.1%）、第4種684人（1.9%）、指定なし3,608人（10.3%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で利用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。令和5年4月10日現在、前記86庁の施設における受刑者の優遇区分別人員は、第1類751人（2.1%）、第2類5,988人（17.1%）、第3類1万5,584人（44.4%）、第4類2,868人（8.2%）、第5類2,698人（7.7%）、指定なし7,228人（20.6%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、受刑者の自発性や自律性を涵養<sup>かん</sup>し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として6施設（旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所（農場地））が指定されている。

### (3) 外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和4年度の実績は、外出18件、外泊0件であった（法務省矯正局の資料による。）。

## 2 作業

### (1) 概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている（労役場留置者も同様である。）。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和4年度における作業の一日平均就業人員は、3万4,514人であった。また、禁錮受刑者は、5年3月末現在で、86.5%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

### (2) 作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、**社会貢献作業**（労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）、自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。なお、令和4年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、37庁、437人であった（法務省矯正局の資料による。）。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる（職業訓練を受けさせることを含む。）こともある（**外部通働作業**）。令和5年3月末現在、外部通働作業を実施しているのは、3庁4人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、前記の外出、外泊及び外部通働作業の運用に当たっては、GPS機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和4年度における作業による歳入額は、約21億4,600万円であった（法務省矯正局の資料による。）。

他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、令和5年度は一人1か月当たり平均で4,578円である（法務省矯正局の資料による。）。また、4年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が35.0%、1万円以下の者が18.8%であった（矯正統計年報による。）。

### (3) 職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、同施設として指定された7庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

刑事施設では、令和4年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、情報処理技術科等のほか、同年度に新たに開講された販売戦略科、在宅ワーカー育成科、普通救命科等を合わせ合計57種目の職業訓練が実施され、1万165人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、総数で6,491人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験制度が職業訓練の一環として位置付けられた上で実施されている。

### 3 矯正指導

刑執行開始時の指導、改善指導、教科指導及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

#### (1) 刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

#### (2) 改善指導

**改善指導**は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

**一般改善指導**は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、特別調整等の福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、出所後の円滑な社会生活を見据えた多様な指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導プログラム」が策定され、全国的に展開されている。

**特別改善指導**は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和4年度の実施指定施設数は72庁、受講開始人員は7,418人。）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同35庁、374人。）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同20庁、553人。）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同73庁、530人。）、⑤「**交通安全指導**」（運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同53庁、1,621人。）及び⑥「**就労支援指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同63庁、2,868人。）の6類型の特別改善指導を実施している。薬物依存離脱指導については、標準プログラムを複線化した必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プロ

グラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）を受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、組み合わせで実施している（特別改善指導の受講開始人員の推移は、CD-ROM資料2-6参照）。

### （3）教科指導

**教科指導**とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っており、令和4年度の教科指導の受講開始人員は、補習教科指導が701人、特別教科指導が382人であった（法務省矯正局の資料による。）。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和4年度の受験者数は366人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が170人、一部科目合格者が167人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っているところ、昭和30年度から令和4年度までに773人が卒業している。また、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施している刑事施設も2庁あり、所定の課程を修了したと認められた者には、当該高等学校の卒業証書が授与されている。このうち、全国の刑事施設から希望者を募集して実施している松本少年刑務所では、昭和41年度から令和4年度までに198人が卒業し、盛岡少年刑務所では、昭和51年度から令和4年度までに157人が卒業している。

### （4）釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。

## 4 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項（9）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に設置されている**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が、受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問

等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和4年度は11回実施し、延べ53人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は27回開催し、延べ326人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和5年5月末現在で、306社が参加している（日本財団の資料による。）。

なお、刑事施設及び少年院においては、就労支援体制の充実のため、キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しているほか、キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員である就労支援専門官を配置している。令和5年度の刑事施設における就労支援スタッフの配置施設数は75庁（刑務支所を含む。）、就労支援専門官の配置施設数は32庁（刑務支所を含む。）である。

## 5 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和5年度の社会福祉士の配置施設数は67庁、精神保健福祉士の配置施設数は8庁、福祉専門官の配置施設数は58庁（刑務支所を含む。）である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が8庁、介護専門スタッフが40庁であった（法務省矯正局の資料による。）。

さらに、女性の受刑者を収容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため、これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て、**女子施設地域連携事業**を行っている（第4編第7章第2節2項（1）イ参照）。



## コラム5 知的障害受刑者処遇・支援モデル事業

令和2年度に法務省矯正局が実施した特別調査により、全国で1,345名の知的障害又はその疑いがある受刑者がおり、そのうち療育手帳を取得している者は414名(30.8%)であることが判明した。また、平成24年に法務総合研究所が実施した調査(法務総合研究所研究部報告52)においても、知的障害又はその疑いがある受刑者は、入所受刑者総数と比べて、再犯期間が短い者の構成比が高く、平均入所度数も多いことなどが明らかになっており、再犯を防止する上で支援の充実化が望まれていた。

そこで、令和4年10月から、刑事施設では全国で唯一の社会復帰支援部門が設置され、社会福祉関係機関との連携実績のあった長崎刑務所において、九州各県所在の刑事施設から知的障害又はその疑いのある受刑者50名程度を集約・収容し、障害者福祉の専門的知見を有する社会福祉法人(南高愛隣会)と業務委託契約を締結し、知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を開始した。

この事業では、在所中から出所後の生活安定に向け一貫性のある処遇・支援を実施し、出所した後もそれぞれの帰住先において息の長い寄り添い型の福祉サービスに移行できる体制の構築を目指し、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整の四つの取組を行っている。四つの取組の詳細は以下のとおりである。

### 1 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案

対象者と個別に面接を行ったり、対象者の様子を観察したり、各種記録を調査したりして、職業面や生活面からアセスメントを行い、出所後の社会生活も見据えて、処遇計画を立案する。

### 2 処遇計画に基づく訓練・指導

就労意欲、協調性やコミュニケーション能力の向上を図るための農園芸作業、社会生活を見据えたスキルを身に付けさせるための対人関係プログラムや生活スキルアップ学習等を行う。

### 3 療育手帳等の取得に向けた調整

出所後に必要となる療育手帳等の在所中の取得に向け調整・手続を行う。調整に際し、対象者に障害の自覚が乏しい場合には、障害受容に向けたカウンセリングを実施する。

### 4 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整

対象者の意欲・能力に応じ、一般企業や福祉事業所での就業を目指して就労支援を実施し、又は福祉的支援を要する者には必要なサービスへの引継ぎを行う。令和5年1月、モデル事業の取組推進のため、長崎刑務所所在地の地方公共団体である長崎県及び諫早市と長崎刑務所との間で、地域連携協定を締結した。

また、令和5年1月、矯正局と日本福祉大学との間で効果検証に関する連携協定が締結された。この事業の効果を検証し、得られた知見をその後の知的障害又はその疑いがある受刑者の処遇にいかしていくことが求められる。その効果によっては、全国的な展開についても考えられよう。

このモデル事業に限らず、外部の有識者や専門家と協力し、その知見を積極的に取り入れることで、受刑者処遇を進化させ、一層の改善更生・再犯防止に努めることが求められていると言えるであろう。

## 6 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強制性交等（強姦）、わいせつ目的略取誘拐、強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定年月日、入所年月日、帰住予定地等の情報を提供している。令和5年5月31日までに情報提供した対象者数は、2,546人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、同年7月13日からは、情報提供の対象罪名に不同意わいせつ、不同意性交等々が追加されたほか、対象となる被害者が16歳未満の者に改められた（強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等については、第2編第1章1項（5）参照）。

これに加え、平成17年9月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）年月日、入所年月日、出所事由等の情報を提供している。令和5年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約41万人であった（法務省矯正局の資料による。）。

## 第4節 刑事施設の運営等

### 1 刑事施設視察委員会

各刑事施設（本所）には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成される刑事施設視察委員会が設置されており、同委員会は、刑事施設を視察するなどして、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされている。令和4年度の活動状況は、会議の開催430回、刑事施設の視察177回、被収容者との面接400件であり、委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は457件であった（法務省矯正局の資料による。）。

### 2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和5年度の20歳以上の受刑者一人一日当たりの食費（予算額）は543.21円（主食費97.09円、副食費446.12円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者や、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接必要な費用（予算額）は、2,249円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター並びに岡崎、大阪及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設9庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和5年4月1日現在で285人（前年比10人減）であり、定員の約9割にとどまっている（法務省矯正局の資料による。）。

### 3 民間協力

#### (1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の種々の悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和4年末現在、篤志面接委員は、1,020人であり、その内訳は、教育・文芸関係者323人、更生保護関係者104人、法曹関係者81人、宗教・商工・社会福祉関係者235人、その他277人である。同年における篤志面接の実施回数は、5,991回であり、その内訳は、趣味・教養の指導3,071回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,125回、悩み事相談671回、その他1,124回であった（法務省矯正局の資料による。）。

#### (2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和4年末現在、教誨師数は、1,635人であり、同年における宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して、4,617回であり、個人に対して、3,098回であった（法務省矯正局の資料による。）。

### 4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和4年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ2万4,258人であり、懲罰理由別に見ると、怠役（正当な理由なく作業を怠ること。31.9%）が最も高い比率を占め、次いで、抗命（5.7%）、物品不正授受（4.7%）及び被収容者に暴行（4.2%）の順となっている（矯正統計年報による。）。

令和4年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和4年)

総数	逃走		自殺	被収容者 殺傷	作業上 死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
18 (13)	-	-	13 (13)	4 (-)	-	-	-	1 (-)

- 注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、( ) 内は、死亡人員である。  
 3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。  
 4 「その他」は、職員傷害である。

## 5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる。）ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移（最近5年間）は、2-4-4-2表のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(平成30年～令和4年)

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
30年	4,063	1,292	973	342	3,872	164	477	1,023
元	5,424	2,232	1,017	476	4,922	199	477	1,070
2	5,591	2,489	1,415	504	4,560	170	685	990
3	4,117	1,729	1,393	606	4,040	168	623	827
4	5,657	1,580	1,858	885	5,252	124	595	904

- 注 1 法務省矯正局の資料による。  
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。  
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

## 第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものゝ摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならず、罪証隠滅の結果を生ずるおそれなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護士等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとされており（代替収容）、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和4年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,222人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和4年末現在、死刑確定者の収容人員は、106人であった（矯正統計年報による。）。

## 第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ、令和5年8月現在、美祢社会復帰促進センター（収容定員1,296人、うち女性796人）及び島根あさひ社会復帰促進センター（収容定員2,000人）がPFI手法により運営されている。

これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

これらに加えて、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは、それらの維持管理及び運営業務の一部について、PFI手法を活用した民間委託を行っている。さらに、横浜刑務所、川越少年刑務所等では、被収容者の給食業務に係る運営事業について、PFI手法を活用して民間委託することが決定している。

このほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、令和5年8月現在、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所では被収容者に対する給食業務の民間委託を、静岡刑務所、笠松刑務所、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターでは刑事施設の運営業務の一部の民間委託を、それぞれ行っている。

# 第5章 更生保護

## 第1節 概説

### 1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。

なお、令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、更生保護法（平成19年法律第88号）及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）の一部改正が行われた。更生保護法については、①保護観察対象者が守らなければならない**遵守事項**（本章第3節3項参照）のうち、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**の類型に、更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助を受けることを追加すること、②保護観察対象者が被害の回復・軽減に努めるよう必要な指示等の措置を執ることを**指導監督**（本章第3節参照）の方法に明記すること、③**更生緊急保護**（本章第4節参照）について、対象の拡大、期間延長等により充実させること、④勾留中の被疑者に対し、その同意を得て、必要な**生活環境の調整**を行うことができることとすること、⑤刑執行終了者等に対し、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うことができることとすること、⑥地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民や関係機関等からの相談に応じ、情報提供や助言等の援助を行うものとするなどに係る部分の規定が、5年12月1日に施行される。また、更生保護事業法については、更生保護事業の枠組み等を整理し、同事業のうち、宿泊を伴わない一時保護事業に関して、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助や生活指導等の継続的な保護を実施できることを明確にし、その名称を通所・訪問型保護事業に改めることなどに係る規定が、同日に施行される。

### 2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

## 第2節 仮釈放等と生活環境の調整

### 1 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

#### （1）仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあり、令和4年は1万1,523人（前年比4.7%減）であった。このうち一部執行猶予者の人員は、952人（同19.3%減）であった（CD-ROM資料2-7参照）。

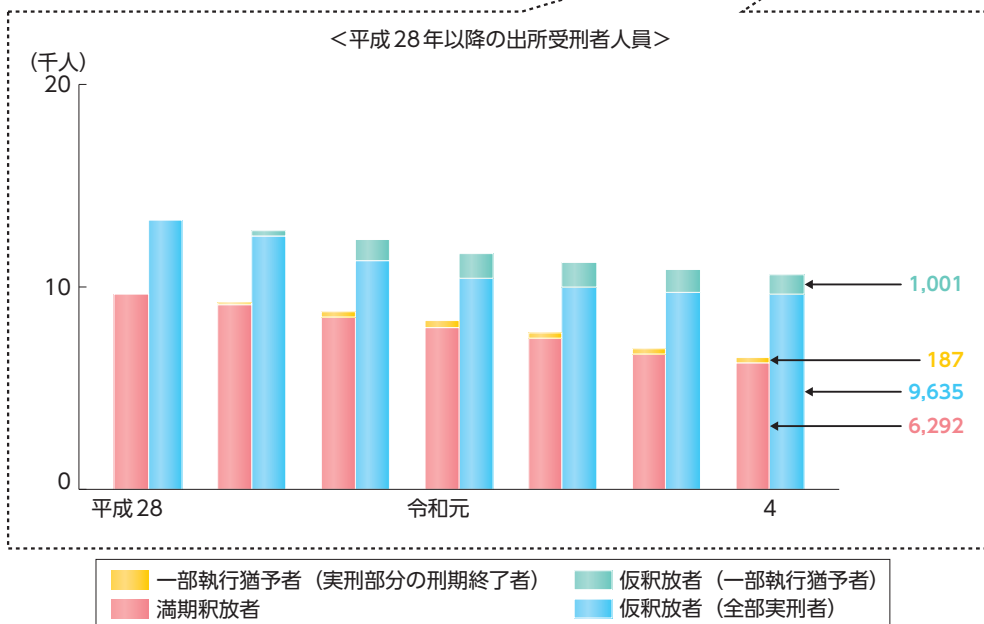
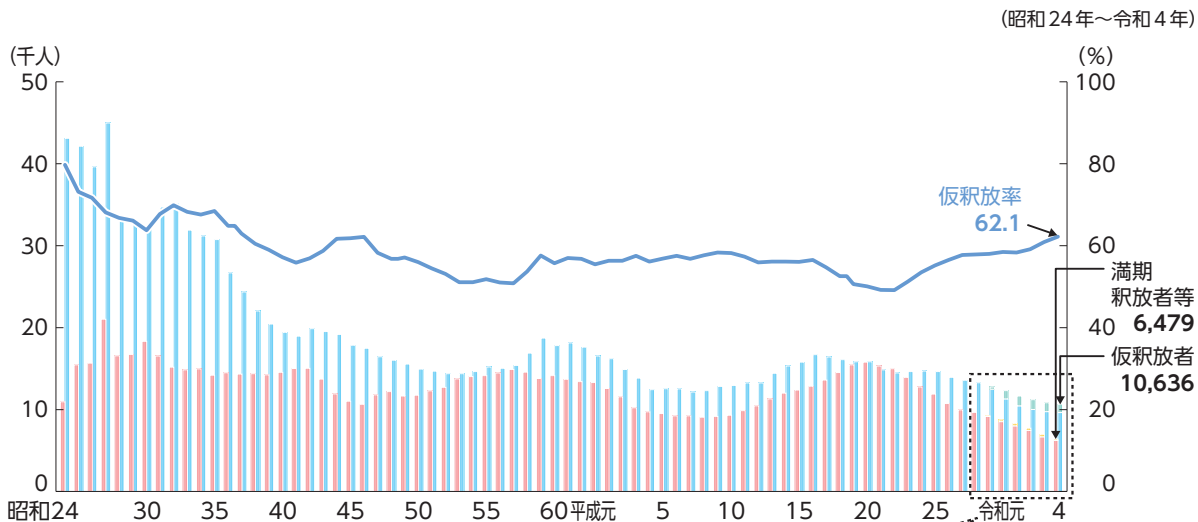
令和4年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、4.5%（前年比0.7pt上昇）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると0.5%であった（CD-ROM資料2-7参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあり、令和4年は1,325人（前年比13.1%減）であった（CD-ROM資料2-7参照）。少年院入院者の人員の減少傾向が続いている（第3編第2章第4節2項参照）ことが要因と考えられる。

#### （2）仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-2-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50%を超え、令和4年は62.1%（前年比1.3pt上昇）であった。これを男女別に見ると、男性が60.8%（同1.3pt上昇）、女性が74.0%（同0.0pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-1 図 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



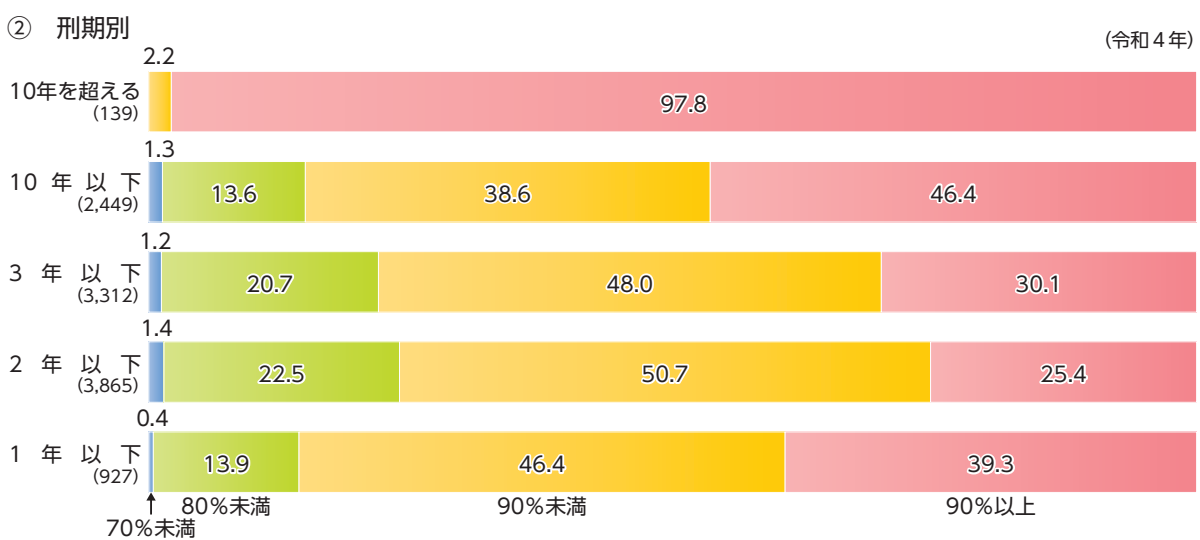
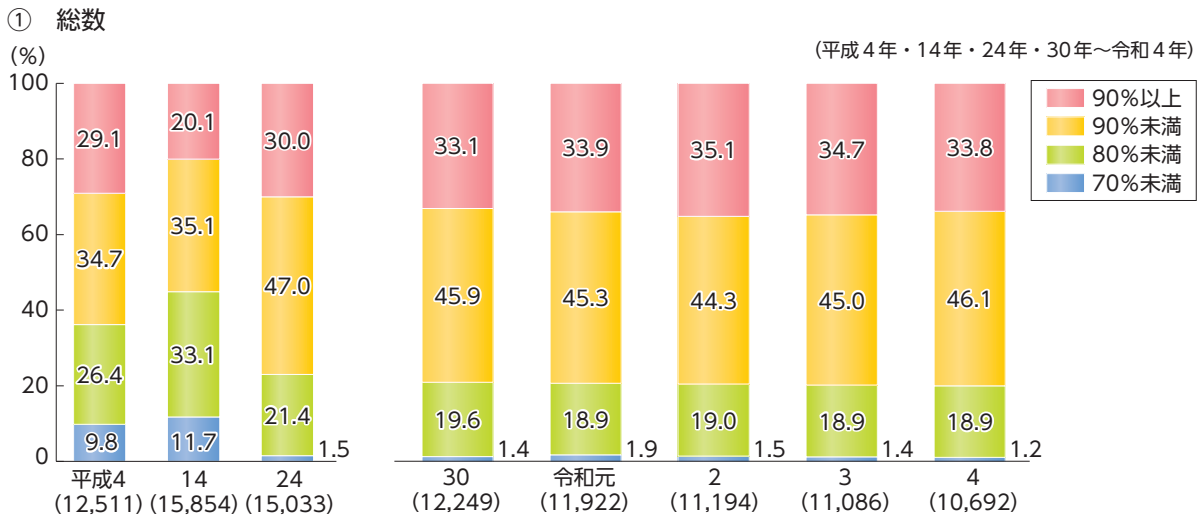
注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。  
 2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。  
 3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

(3) 刑の執行率

2-5-2-2 図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成4年・14年・24年・30年～令和4年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。



2-5-2-2 図 定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率の区分別構成比の推移等



注 1 保護統計年報による。  
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。  
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。  
 4 ( )内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3 表 無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成25年～令和4年)

刑の執行期間	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
総数	8	4	11	6	9	10	15	9	6	5
20年以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25年以内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30年以内	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
35年以内	8	2	11	5	7	10	9	3	3	3
35年を超える	-	1	-	1	2	-	6	6	3	2

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

## 2 生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所は、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

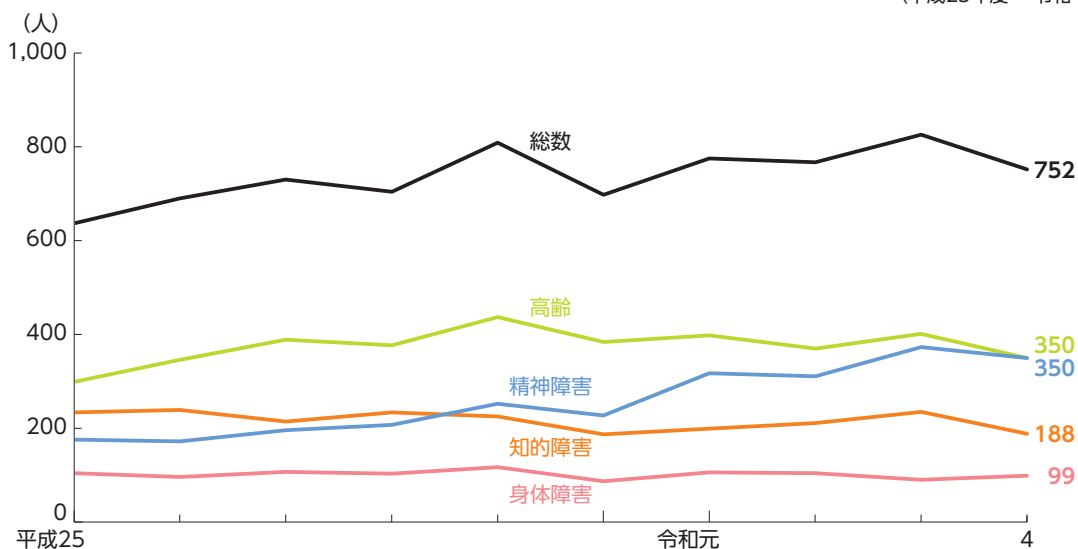
また、地方更生保護委員会は、保護観察所が行う生活環境の調整について、必要な指導・助言を行うほか、調整が複数の保護観察所において行われる場合には当該保護観察所相互間の連絡調整を行う。加えて、これらの指導、助言、連絡調整の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、受刑者に対する調査を行うことが可能である。さらに、地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができる。令和4年に住居特定審理を経て住居が特定された保護観察付一部執行猶予者は、120人（前年比119人減）であった（保護統計年報による。）。

令和4年に生活環境の調整を開始した受刑者の人員は、2万8,648人（前年比10.1%減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は1,806人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（最近10年間）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、平成24年度から増加傾向にあったが、令和4年度は減少し、752人であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

（平成25年度～令和4年度）



- 注 1 法務省保護局の資料による。  
2 終結人員は、少年を含む。  
3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。  
4 内訳は重複計上による。

## 第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者**）及び婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**婦人補導院仮退院者**）の5種類である。なお、令和4年法律第52号による売春防止法の改正により、6年4月1日に、婦人補導院は廃止される（本編第4章第1節参照）。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならない、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の五つの類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること（本節2項（3）参照）、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節2項（10）参照）の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

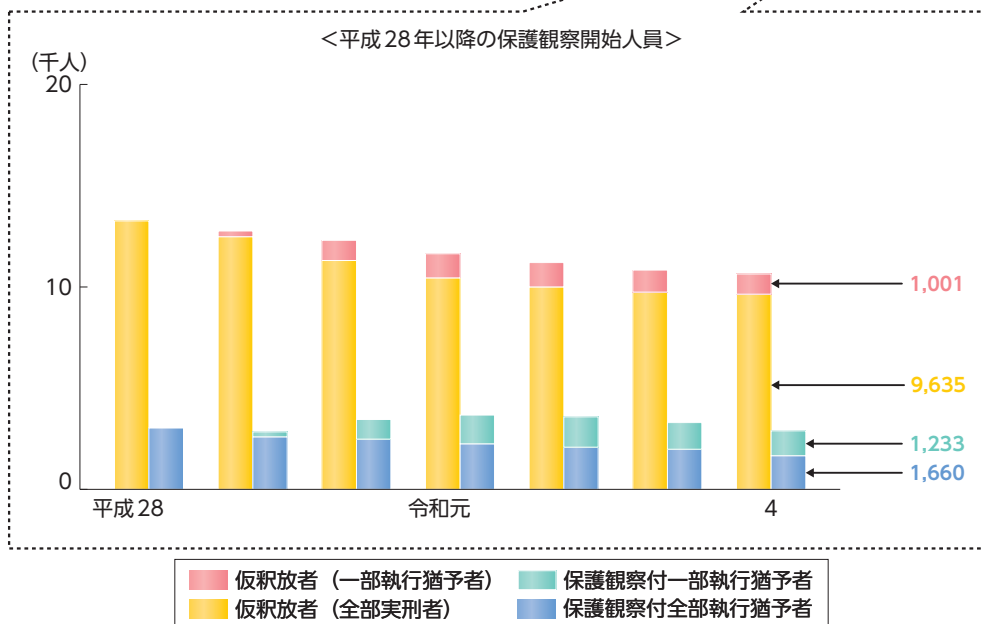
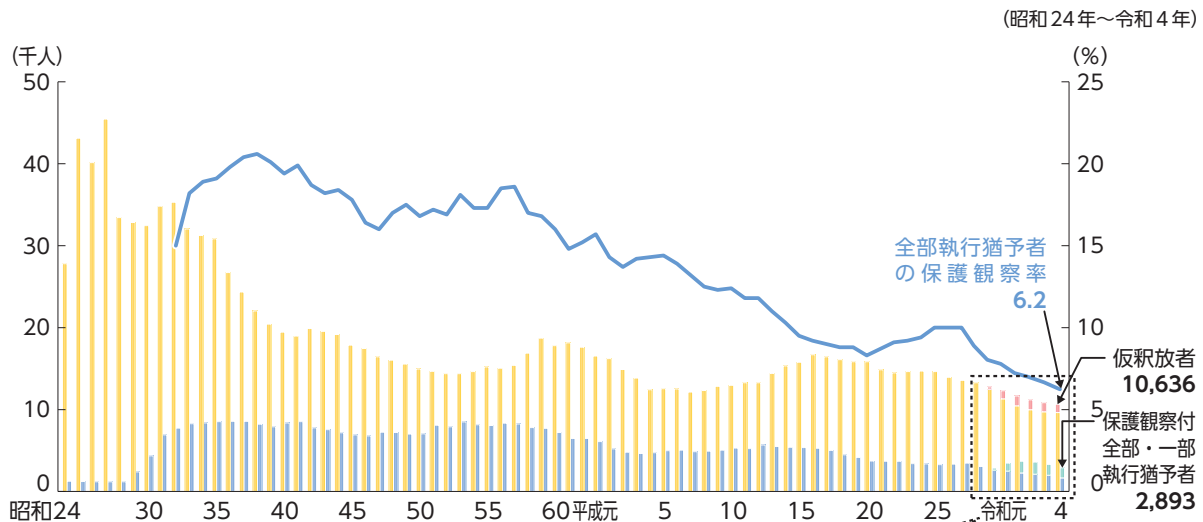
### 1 保護観察対象者の人員等

#### （1）保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。

令和4年の保護観察開始人員については、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者のいずれも前年より減少した（前年比1.1%減、同8.2%減、同16.0%減、同6.9%減）。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が21年に上昇に転じた後、25年から27年まで10.0%が続いていたが、28年以降再び低下し、令和4年は6.2%と前年より0.4pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-8参照）。

なお、令和4年には、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付された者はいなかった（CD-ROM資料2-8参照）。



- 注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
- 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
- 3 「仮釈放者 (一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和4年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者 (全部実刑者) が3,692人 (前年末比4.3%減)、仮釈放者 (一部執行猶予者) が281人 (同19.3%減)、保護観察付全部執行猶予者が6,313人 (同9.5%減)、保護観察付一部執行猶予者が2,359人 (同9.5%減) であった (保護統計年報による。)

## (2) 保護観察対象者の特徴

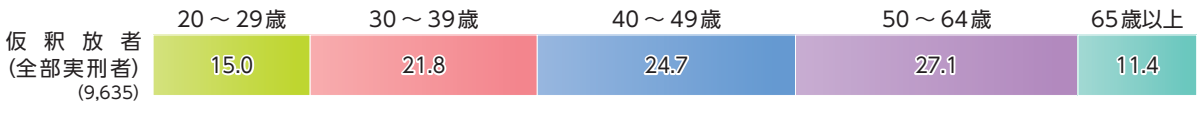
### ア 年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者 (全部実刑者及び一部執行猶予者) 及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和4年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

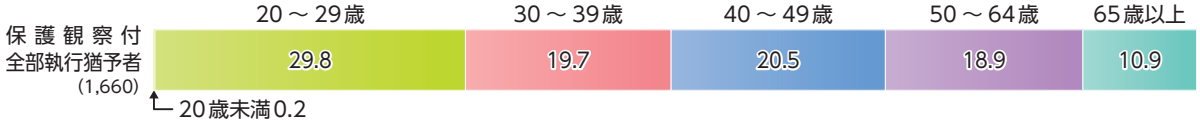
**2-5-3-2 図 保護観察開始人員の年齢層別構成比**

(令和4年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 保護観察に付された日の年齢による。  
3 ( ) 内は、実人員である。

イ 罪名

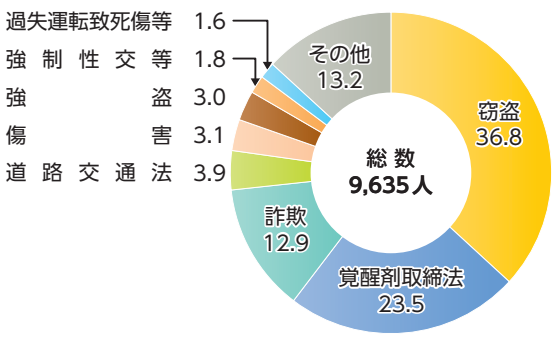
2-5-3-3 図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和4年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

**2-5-3-3 図 保護観察開始人員の罪名別構成比**

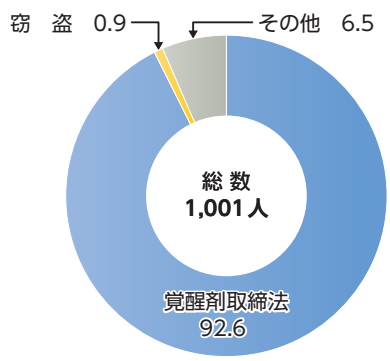
(令和4年)

① 仮釈放者

ア 全部実刑者

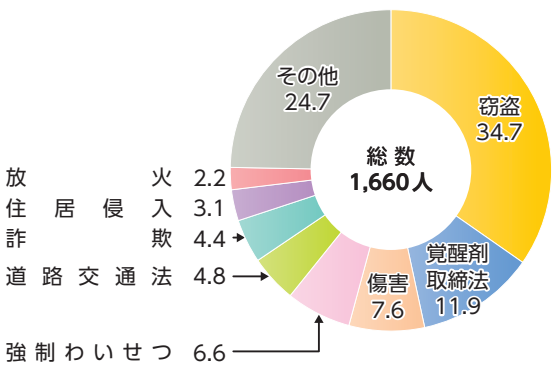


イ 一部執行猶予者

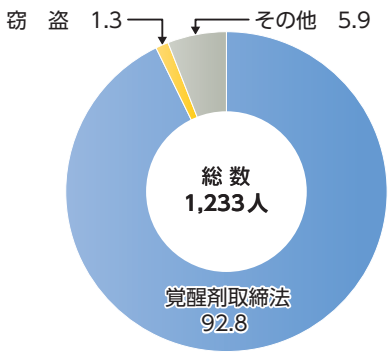


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 全部執行猶予者



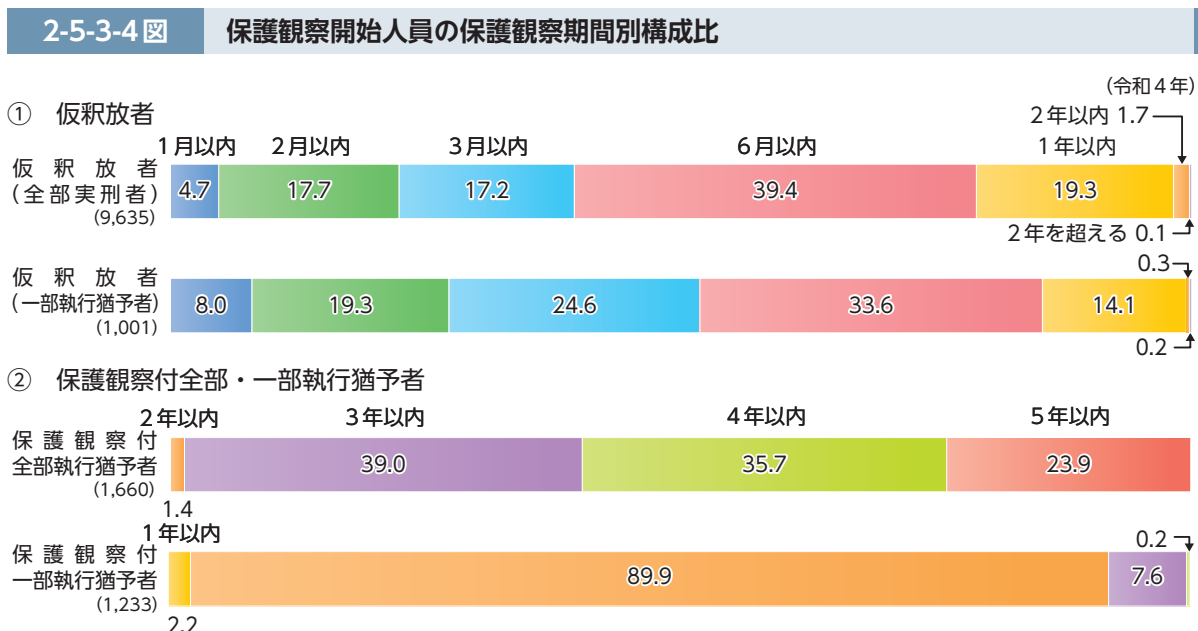
イ 一部執行猶予者



注 保護統計年報による。

### ウ 保護観察期間

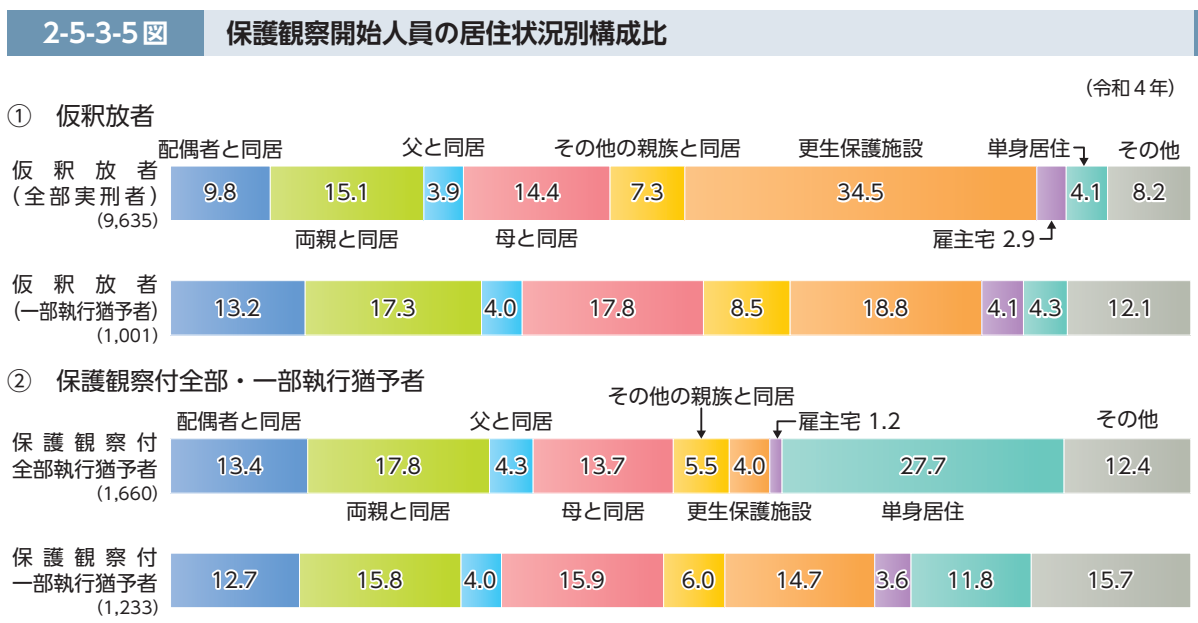
2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和4年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。



注 1 保護統計年報による。  
 2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。  
 3 ( )内は、実人員である。

### エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和4年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。



注 1 保護統計年報による。  
 2 保護観察開始時の居住状況による。  
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。  
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 5 ( )内は、実人員である。

## 2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

### （1）アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察対象者に対するより効果的な処遇を実施するため、令和3年1月から、CFP（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**を実施している。

CFPは、理論的かつ実証的な根拠を基盤とし、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールであり、平成30年10月からの試行期間を経て導入したものである。

具体的には、保護観察対象者の属性、犯罪・非行歴等に基づいて再犯リスクの程度を評定するとともに、家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行等の状況、心理・精神状態の8つの領域ごとに犯罪や非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項（強み）を抽出し、これらの相互作用、因果関係等について分析して図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象とすべき要因を明らかにするものである。

保護観察の実施に当たっては、これらの分析結果等を踏まえて保護観察対象者ごとに接触頻度等の処遇密度（処遇区分）を定めるとともに、保護観察の実施計画を作成するなどして、指導監督・補導援護その他の措置を適期適切に行い、処遇の実効性を高めている。

### （2）類型別処遇

**類型別処遇**は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和3年1月に、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、類型に新たに「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」及び「就学」を加え、「暴力団等」及び「薬物」について認定対象を拡大するなどしたほか、各類型が着目する領域にまとめられ、全体の構造が体系化された。4年末における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

(令和4年末現在)

領域区分	類型	仮釈放者 (全部実刑者)	仮釈放者 (一部執行猶予者)	保護観察付 全部執行猶予者	保護観察付 一部執行猶予者
関係性領域	児童虐待	10 (0.3)	—	97 (1.5)	1 (0.0)
	配偶者暴力	15 (0.4)	—	84 (1.3)	10 (0.4)
	家庭内暴力	10 (0.3)	—	104 (1.6)	2 (0.1)
	ストーカー	9 (0.2)	—	147 (2.3)	3 (0.1)
不良集団領域	暴力団等	32 (0.9)	1 (0.4)	38 (0.6)	67 (2.8)
	暴走族	—	—	3 (0.0)	1 (0.0)
	特殊詐欺	531 (14.4)	—	248 (3.9)	4 (0.2)
社会適応領域	就労困難	1,035 (28.0)	44 (15.7)	967 (15.3)	302 (12.8)
	就学	—	—	9 (0.1)	—
	精神障害	515 (13.9)	58 (20.6)	1,215 (19.2)	467 (19.8)
	発達障害	25 (0.7)	3 (1.1)	200 (3.2)	24 (1.0)
	知的障害	71 (1.9)	2 (0.7)	254 (4.0)	18 (0.8)
	高齢	475 (12.9)	6 (2.1)	588 (9.3)	85 (3.6)
嗜癖領域	薬物	977 (26.5)	262 (93.2)	1,100 (17.4)	2,145 (90.9)
	アルコール	381 (10.3)	5 (1.8)	633 (10.0)	112 (4.7)
	性犯罪	245 (6.6)	7 (2.5)	982 (15.6)	38 (1.6)
	ギャンブル	441 (11.9)	9 (3.2)	369 (5.8)	51 (2.2)
	嗜癖的窃盗	118 (3.2)	11 (3.9)	329 (5.2)	11 (0.5)

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。  
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。  
 3 発達障害及び知的障害は、精神障害の内数である。  
 4 ( )内は、令和4年末現在、保護観察中の仮釈放者(全部実刑者)、仮釈放者(一部執行猶予者)、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

### (3) 専門的処遇プログラム

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪再犯防止プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪再犯防止プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪に当たる行為をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コアプログラムを中核として、導入プログラム、メンテナンスプログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコアプログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物(規制薬物等(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等)、指定薬物(医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物)及び危険ドラッグ(その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品)をいう。以下(3)及び(6)において同じ。)の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応



用又は実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とする。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。

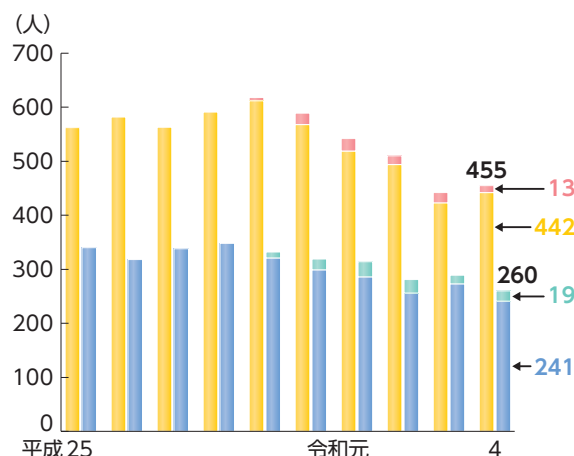
暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

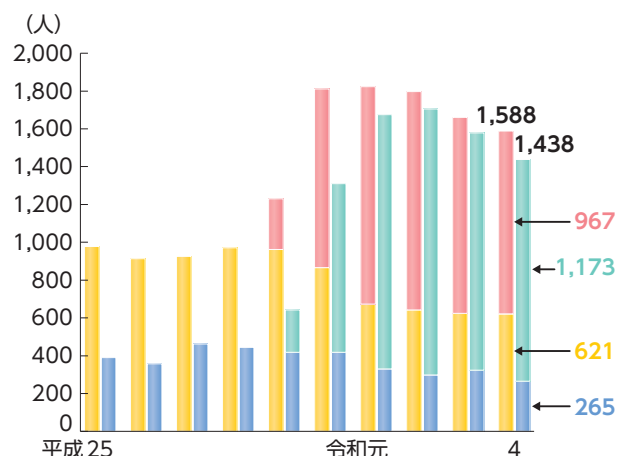
これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、[2-5-3-7図](#)のとおりである。

(平成25年～令和4年)

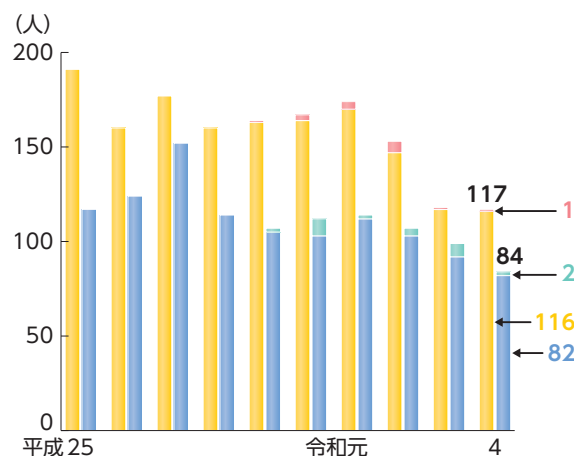
## ① 性犯罪再犯防止プログラム



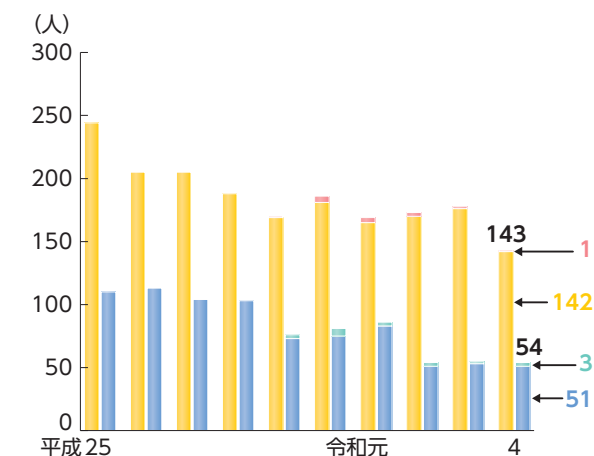
## ② 薬物再乱用防止プログラム



## ③ 暴力防止プログラム



## ④ 飲酒運転防止プログラム



- 注 1 法務省保護局の資料による。  
 2 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成25年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。  
 3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成25年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。  
 4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。  
 5 「仮釈放者 (一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。  
 6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者 (一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

## (4) しょく罪指導プログラム等

自己の犯罪により被害者を死亡させ若しくは重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に感謝等の措置に努めるように指導している。令和4年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、373人であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成25年4月から、法テラス（本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照）と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている（令和4年度までの処理件数は27件であった（法テラスの資料による。））。

## (5) 特定暴力対象者に対する処遇等

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的性向があり処遇上特に注意を要する者で、児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールのいずれかの類型に認定された者等を**特定暴力対象者**とし（なお、令和3年1月の類型別処遇の一部改正に伴い、対象となる類型が変更された。）、保護観察官が直接、又は直接的関与を強化した保護司との協働態勢で、処遇を実施している。4年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が190人、仮釈放者（一部執行猶予者）が7人、保護観察付全部執行猶予者が33人、保護観察付一部執行猶予者が4人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

## (6) 薬物事犯者に対する処遇

保護観察所においては、薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づいて、薬物依存に関する専門的な処遇を実施する体制を整備し、薬物再乱用防止プログラム（本項(3)参照）に加えて、以下の処遇も行っている。

### ア 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラム（本項(3)参照）に基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和4年における実施件数は5,507件であった（法務省保護局の資料による。）。

### イ 他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容とする**薬物依存回復訓練**を実施している。令和4年度に同訓練を委託した施設数は65施設であり（前年度比15施設増）、委託した実人員は、531人（同97人減）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、医療・援助を受けることの指示等（**通院等指示**）を行っているところ、一定の要件を満たした者について、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和4年において、コアプログラムの開始を延期した件数は71件、ステップアッププログラムを一時的に実施しないこととした件数は89件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物犯罪の保護観察対象者が、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどしている。令和4年度において、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は481人であった（法務省保護局の資料による。）。

## (7) 窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯率が高いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に<sup>し</sup>応じ、令和2年3月から、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している（女性の保護観察対象者のうち、

窃盗事犯者に対する処遇については、第4編第7章第2節3項参照)。

## (8) 中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和4年は32人に対して実施した(法務省保護局の資料による。)

## (9) 就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している(本章第6節4項(3)参照)。また、令和4年度は、保護観察所25庁が**更生保護就労支援事業**を実施している(法務省保護局の資料による。)

なお、令和4年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ2,390人であり、そのうち延べ1,750人(73.2%)が就職に至った(法務省保護局の資料による。)

## (10) 社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和5年3月末現在、活動場所として2,085か所(うち、福祉施設1,029か所、公共の場所813か所)が登録されている。また、実施回数、参加延べ人数について、4年度は、362回(前年度比40回増)、570人(同16人増)であった。同年度の参加延べ人数の内訳は、保護観察処分少年253人、少年院仮退院者42人、仮釈放者123人、保護観察付全部・一部執行猶予者152人であった(法務省保護局の資料による。)

## (11) 自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター(平成21年6月開所、定員男性14人)及び福島自立更生促進センター(22年8月開所、定員男性20人)は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター(19年10月開所、定員男性12人)、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター(21年9月開所、定員男性12人)が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和5年3月末までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが376人、福島自立更生促進センターが170人、沼田町就業支援センターが82人、茨城就業支援センターが208人である(法務省保護局の資料による。)

### 3 保護観察対象者に対する措置等

#### (1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われる場合に執られる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項（1）参照）。令和4年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は76人、保護観察付一部執行猶予者は2人であった（保護統計年報による。）。

#### (2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合に執られる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**、保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**及び婦人補導院仮退院者に対する婦人補導院に再収容する**仮退院の取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項（2）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者、婦人補導院仮退院者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和4年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は139人で、そのうち留置された者は129人であった（保護統計年報による。）。

なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和4年にこの措置が決定した仮釈放者は142人であった（保護統計年報による。）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、同年に、この情報提供により74人（仮釈放者（保護観察付一部執行猶予者であって仮釈放中の者を含む。）49人、保護観察付全部執行猶予者12人、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放中の者を除く。）13人）、当該情報提供によらない保護観察所の調査により40人（同22人、15人、3人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による。）。

### 4 保護観察の終了

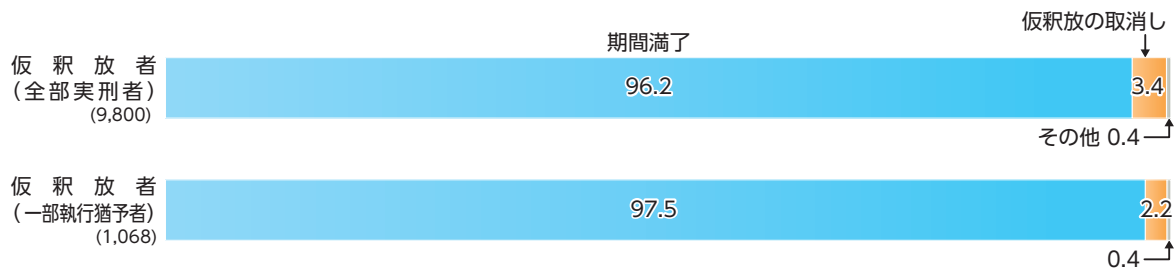
**2-5-3-8図**は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和4年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者1,068人については、1,041人が仮釈放の期間を満了（うち1,040人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始）し、23人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は1,121人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は337人であった（CD-ROM参照）。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、仮釈放者は、保護観察期間が6月以内である者が4分の3以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者は、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（**2-5-3-4図** CD-ROM参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

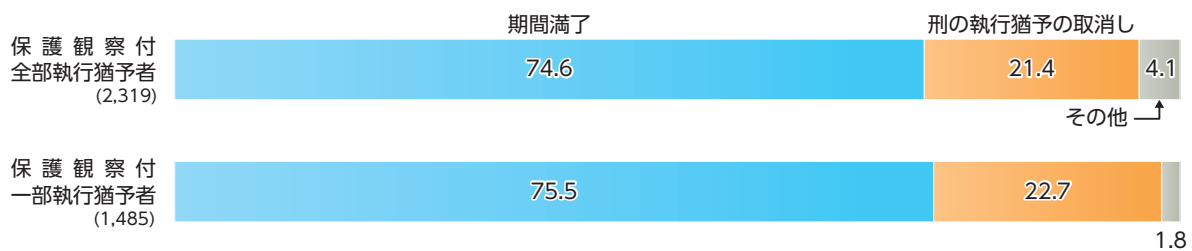
## 2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比

(令和4年)

### ① 仮釈放者



### ② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。  
 2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。  
 3 ( )内は、実人員である。

## 第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。更生緊急保護は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

**2-5-4-1表**は、令和4年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

(令和4年)

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生 施設 泊 保 護 へ を 託 す 者 の 数	更生 施設 泊 保 護 へ を 託 す 者 の 数
	総数	主な措置別人員							
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	一時保護 事業を営 む者への あつせん		
応急の救護等	4,700	19	137	565	3	78	707	5,880	(684)
仮釈放者	4,161	16	72	489	1	31	418	4,959	(361)
全部実刑	3,921	16	68	468	1	29	390	4,665	(310)
一部執行猶予	240	—	4	21	—	2	28	294	(51)
保護観察付全部・ 一部執行猶予者	334	—	45	34	2	30	167	617	(210)
一部執行猶予	141	—	26	7	—	18	52	337	(94)
全部執行猶予	193	—	19	27	2	12	115	280	(116)
保護観察処分少年	102	2	12	17	—	11	69	98	(43)
少年院仮退院者	103	1	8	25	—	6	53	206	(70)
更生緊急保護	4,990	14	167	573	1	229	1,531	4,280	(1,264)
全部実刑の刑の執行終了	3,193	14	73	164	—	110	475	2,655	(643)
全部執行猶予	741	—	30	165	—	42	435	701	(256)
一部執行猶予	5	—	—	1	—	—	—	—	—
起訴猶予	667	—	41	168	1	45	430	599	(234)
罰金・科料	266	—	17	58	—	26	156	218	(90)
労役場出場・仮出場	106	—	6	17	—	6	33	77	(34)
少年院退院・ 仮退院期間満了	12	—	—	—	—	—	2	30	(7)

注 1 保護統計年報による。

2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。

3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。

4 ( )内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。

5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。

6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和4年はいなかった。

起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者については、検察庁等と保護観察所が連携し、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を内容とする「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」を行っている。令和4年度において、保護観察所が検察庁から事前協議を受け、更生緊急保護の重点実施等を行った対象者は、473人であった（法務省保護局の資料による。）。

地域生活定着支援センター（本章第2節2項参照）により、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う「被疑者等支援業務」が実施されていることを踏まえ、保護観察所は、更生緊急保護の重点実施等の対象者のうち、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を行っている。

また、満期釈放者については、再犯防止対策の充実強化に向けて、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実（本章第6節2項参照）等の取組を進めている。さらに、保護観察所に社会復帰対策官を配置するなどして、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被収容者に対して、生活環境の調整、出所後の保護観察及び満期釈放となった場合の更生緊急保護における継続的支援を行っている。

## 第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

令和4年中に行われた恩赦は、常時恩赦だけであり、同年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が2人、復権が10人であった（保護統計年報による。）。

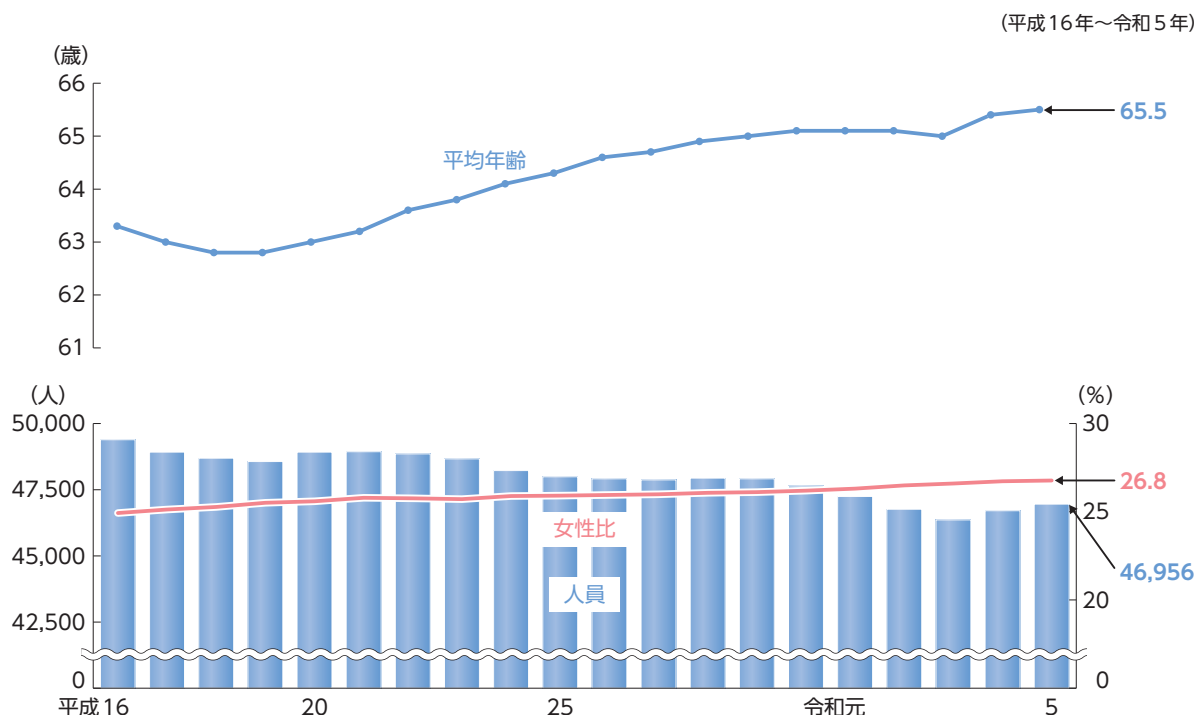
## 第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

### 1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和5年1月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性比及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、2-5-6-1図のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、保護司の人員は、減少傾向にあったが、5年は前年に引き続き増加し、4万6,956人であった（CD-ROM参照）。

2-5-6-1 図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移



注 1 法務省保護局の資料による。  
2 各年1月1日現在の数値である。

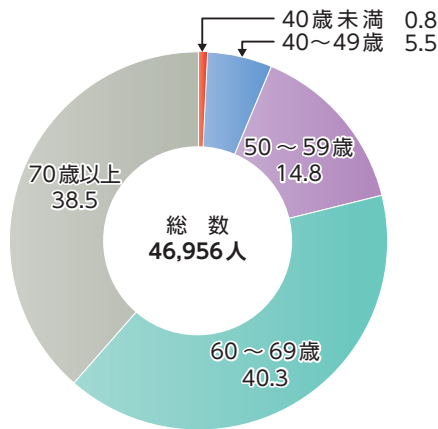


2-5-6-2図は、令和5年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

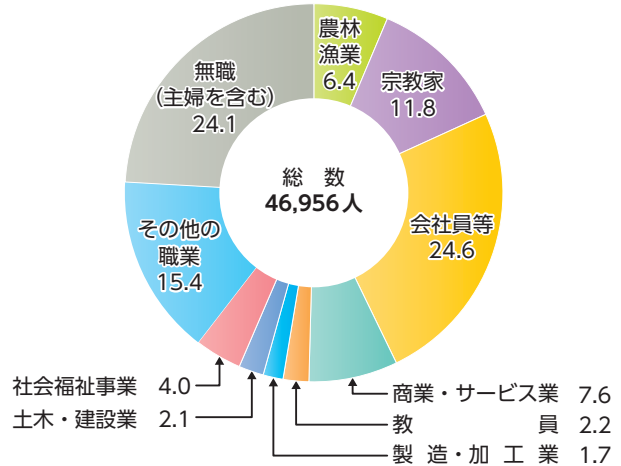
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和5年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。  
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

**保護司会**（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、全国全ての保護司会に**更生保護サポートセンター**が設置されており、令和4年度の利用回数は8万9,764回であった（法務省保護局の資料による。）。

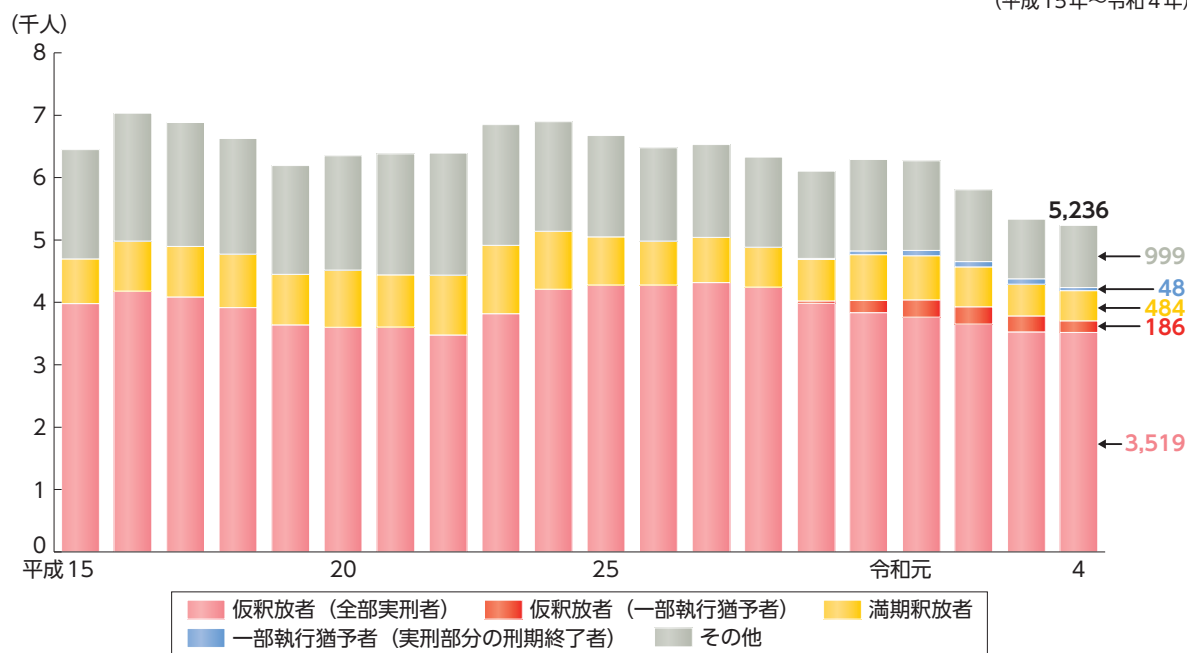
## 2 更生保護施設

**更生保護施設**は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和5年4月1日現在、全国に102施設があり、更生保護法人により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設87、女性の施設7及び男女施設8である。収容定員の総計は、2,399人であり、男性が2,202人（うち少年318人）、女性が197人（うち少年47人）である（法務省保護局の資料による。）。

令和4年における更生保護施設への委託実人員は、6,742人（うち新たに委託を開始した人員5,236人）であった（保護統計年報による。）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、2-5-6-3図のとおりである。

(平成15年～令和4年)



- 注 1 保護統計年報による。  
 2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。  
 3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等である。  
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和3年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、3月未満の者が48.4%、3月以上6月未満の者が38.8%、6月以上1年未満の者が12.1%、1年以上の者が0.7%であり、平均在所日数は81.5日であった。退所先については、借家（34.6%）、就業先（16.6%）の順であった。退所時の職業については、労務作業（41.4%）、サービス業（7.9%）の順であり、無職は38.4%であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和4年度においては、SSTが27施設、酒害・薬害教育が35施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護施設では、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害を有する者を一時的に受け入れ、その特性に配慮しつつ、社会生活に適應するための指導や退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整等を行うことを内容とする**特別処遇**を実施している。特別処遇を行う施設（**指定更生保護施設**）として、全国で77施設が指定されており（令和5年4月1日現在）、そのうち3施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設として、発達障害等の特性に配慮した専門的な処置を行うなど少年処遇の充実を図っている。4年度に特別処遇の対象となったのは、1,861人（前年度比58人（3.2%）増）であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、依存性薬物に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として、全国で25施設が指定されており（令和5年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）、薬物処遇に関する専門職員が配置されている。

平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した者に対し、更生保

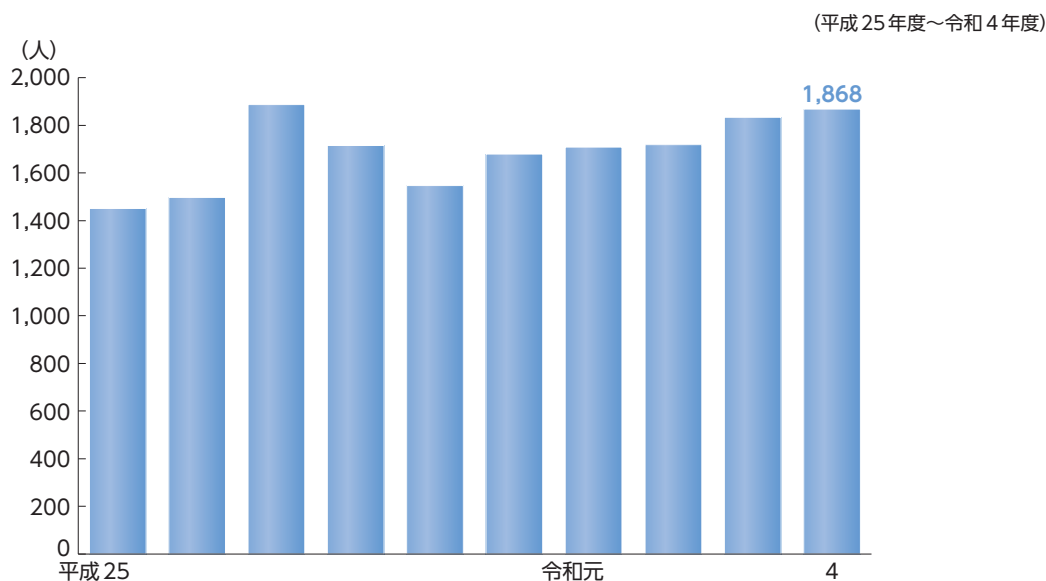
護施設に通所させて、継続的に生活相談に乗り、必要な指導や助言を実施したり、薬物依存からの回復支援などを実施したりする**フォローアップ事業**が行われている。令和3年度からは、施設退所者等の自宅を訪問するなどして継続的な支援を行う**訪問支援事業**が開始され、令和5年4月1日現在、全国11施設で行われている。4年度におけるフォローアップ事業の委託実人員は905人、訪問支援事業の委託実人員は345人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、従前の運用では仮釈放期間が比較的短期間である薬物依存のある受刑者について、早期に仮釈放し、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する**薬物中間処遇**が試行されており、9施設で実施されている（令和5年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）。

### 3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和5年4月1日現在の登録事業者数は、506（前年同日比33（7.0%）増）となっている。自立準備ホームへの委託実人員の推移（最近10年間）は、**2-5-6-4図**のとおりである。4年度の委託実人員は1,868人、委託延べ人員は12万7,486人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は318人、委託延べ人員は2万2,002人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 自立準備ホームへの委託実人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。  
2 前年度からの繰越しを含む。

## 4 民間協力者及び団体

### (1) 更生保護女性会

**更生保護女性会**は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第3節2項（10）参照）等の保護観察処遇への協力等を行っている。令和5年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,276団体、会員数は12万7,307人であった（法務省保護局の資料による。）。

### (2) BBS会

**BBS会**は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和5年1月1日現在におけるBBS会の地区会数は446団体、会員数は4,404人であった（法務省保護局の資料による。）。

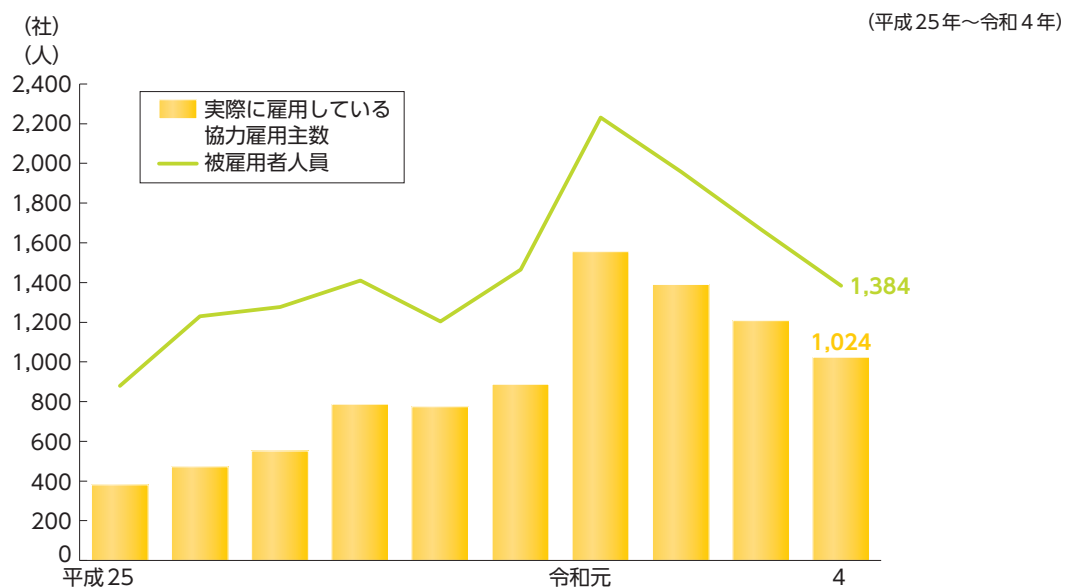
### (3) 協力雇用主

**協力雇用主**は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和4年10月1日現在における協力雇用主は、2万5,202社（前年同日比537社（2.2%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（56.3%）を占め、次いで、サービス業（16.0%）、製造業（9.0%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

**2-5-6-5図**は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和4年10月1日現在、1,024社であり、平成25年4月（380社）と比べて約2.7倍であった。

2-5-6-5図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移



注 1 法務省保護局の資料による。  
2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年以降は10月1日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年4月から、**刑務所出所者等就労奨励金**を支給する制度が実施されている。令和4年度に刑務所出所者等就労奨励金を新たに適用した件数は2,919件であった（法務省保護局の資料による。）。なお、4年4月から、18、19歳の保護観察対象者等の就労・職場定着を促進するため、協力雇用主が勤務時間外に職場定着に必要なフォローアップを実施した場合等の要件を満たす場合に、就労・職場定着強化加算金を支給する制度が開始され、5年4月から、保護観察対象者等の対象年齢が20歳未満に拡充された。

## 5 更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（令和5年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。））は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

## 6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されている。令和4年の「社会を明るくする運動」の行事参加人数は、約128万人であった。同年は、2年及び3年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、例年同様の取組を行うことが困難なところもあったが、対面に限らない多様な発信方法による広報啓発活動が展開された。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。



第73回社会を明るくする運動ポスター  
【画像提供：法務省保護局】

# 第6章 刑事司法における国際協力

## 第1節 刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）においては、国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）が昭和30年（1955年）から5年ごとに開催されている。コンGRESは、犯罪防止及び刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として開催されているところ、令和3年（2021年）3月には、京都において第14回コンGRES（京都コンGRES）が開催され、我が国がホスト国を務めた。

また、平成4年（1992年）に国連経済社会理事会の下に機能委員会として犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）が設置され、毎年開かれる会合において犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定が行われているところ、我が国は、コミッションの設立当初からメンバー国として、毎年の会合に決議案の提出などにより積極的に関与している。

さらに、法務省は、令和5年（2023年）7月、東京において、司法外交閣僚フォーラムを主催した。同フォーラムは、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合及びASEAN・G7法務大臣特別対話の三つの閣僚級会合で構成され、法の支配を通じたASEAN及びG7との連携の強化、司法外交の一層の推進が図られた（コラム6参照）。

### コラム6 司法外交閣僚フォーラム

法務省は、司法外交閣僚フォーラムとして、令和5年（2023年）7月6日及び同月7日の2日間にわたり、東京にて、「日ASEAN特別法務大臣会合」、「G7司法大臣会合」及び「ASEAN・G7法務大臣特別対話」の3つの閣僚級会合を主催した。また、関連イベントとして、日本とASEAN各国等の若者を対象とした「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」や、法務省の各局部課や外部機関による特別イベント・展示も実施された。

#### 1 司法外交閣僚フォーラム開催の背景

法務省では、法の支配や基本的人権の尊重といった価値を国際社会に発信し、浸透させていくための取組である司法外交に取り組んできた。ロシアによるウクライナ侵略等、国際社会が力による一方的現状変更の試みに直面する中、国際社会の平和と安全の礎となるこうした価値を掲げる司法外交の重要性は一層高まっている。こうした中、令和5年（2023年）は、日ASEAN友好協力50周年という重要な節目に当たり、また、G7との関係では我が国が議長国という地位にあることから、法務省では、ASEAN、G7双方との連携を強化して司法外交を展開するべく、司法外交閣僚フォーラムを開催するに至った。

#### 2 日ASEAN特別法務大臣会合

日ASEAN特別法務大臣会合は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の要となる重要なパートナーであるASEAN各国との法務・司法分野における初めての閣僚級会合である。法務省では、長年にわたってASEAN各国に対して法制度整備支援等を行い、法の支配の推進に貢献するとともに強固な信頼関係を構築してきたところ、本会合では、「法の支配を推進するための日ASEANの連携強化：友好協力関係50周年後の新たなフェーズへ」との全体テー

マの下、法務・司法分野における日ASEANの協力を一層深化させるべく、今後の協力の在り方等について議論し、成果文書として閣僚による共同声明を採択した。共同声明では、法の支配等の価値の維持・促進に共にコミットすることや、我が国とASEANがイコールパートナーシップの精神に基づき協力関係を深めていくことなどが確認された。

### 3 G7司法大臣会合

G7司法大臣会合は、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、G7として法の支配等の重要性を確認して国際社会に発信し、また、ウクライナ情勢に関する対応等について協議するため、令和4年（2022年）11月にドイツ（当時の議長国）において13年ぶりに開催された。そして、同会合において、G7から次期議長国である我が国のリーダーシップへの期待が表明されたことなどを受けて令和5年（2023年）の開催に至った。法務省では、この機運を引き継ぎ、また、同年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、ウクライナの復旧・復興に向けた支援や同国の汚職との闘いに関する取組の必要性や、法の支配等を堅持するためにASEANを含むパートナーとの連携を強化していくことなどが確認されたことを受けて、「司法インフラ整備を通じたウクライナ復興支援」、「法の支配の推進に向けたG7の法務・司法分野での協力体制構築」、「インド太平洋における「法の支配」推進に向けたG7とASEAN等との法務・司法分野での連携」との各テーマを設定して議論を牽引し、成果文書として「東京宣言」を採択した。東京宣言では、法の支配に基づくG7の強固な連帯を確認するとともに、ウクライナの汚職との戦いをG7として支援するため「ウクライナ汚職対策タスクフォース」を設置し、関係国・機関と連携して、汚職対策を通じたウクライナの復興を支援する取組を行うことが確認された。また、ASEANとの対話を継続することも確認された。

### 4 ASEAN・G7法務大臣特別対話

国際社会が力による一方的な現状変更の試みに直面し続けている中、G7からは、アジア唯一のG7メンバーであり、ASEANと独自の信頼関係を構築してきた我が国に対して、ASEAN各国を始めとするインド太平洋地域との法務・司法分野における連携強化にリーダーシップを発揮することへの強い関心が示され、また、ASEANからもG7との法務・司法分野での連携強化に向けた強い関心が示された。そこで、ASEANとG7の法務大臣等が一堂に会する機会を捉え、法務省は、「ASEAN・G7法務大臣特別対話」を主催し、「インド太平洋における「法の支配」推進に向けたG7とASEAN等との法務・司法分野での連携」というテーマの下、ASEANとG7双方の法務大臣等が法の支配の推進などについて意見交換し、連携を強化することができる場を設けた。法務・司法分野のASEANとG7の閣僚級が一堂に会する会合は史上初であり、本会合では、ASEANとG7による更なる対話の道を開くことで一致するとともに、我が国の提案により、ASEANとG7の法務・司法分野の次世代を担う人材を対象とした「ネクスト・リーダーズ・フォーラム」を創設することにつき各国から賛同が得られた。

### 5 法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム

法務省は、司法外交閣僚フォーラムの開催に合わせて、タイ法務研究所（TIJ）との共催で、令和5年（2023年）7月5日及び同月6日の2日間にわたり、東京において、日本とASEAN各国等の若者が法の支配について議論する「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」を開催した。日本、ASEAN加盟国及び東ティモールから60名以上の若者が会場に集まり、「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築—デジタル時代に

おける法の支配への鍵ー」をテーマとして、活発で実りある議論が行われた。議論の成果は「勧告」として取りまとめられ、日ASEAN特別法務大臣会合に提出された。また、同勧告は、同年9月に行われた国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）においても提出されるとともに、同委員会ではユースフォーラムの共同議長による若者代表としてのスピーチが行われた。

## 6 特別イベント・展示

司法外交閣僚フォーラム開催を記念し、本フォーラムと合わせて、法務省の各局部課や関係機関による特別イベントが来場参加とオンライン参加のハイブリッド方式で開催された。ASEAN地域における司法アクセスや法教育、ビジネスと人権、法遵守の文化、国際仲裁・国際調停、社会内処遇の技術支援、アジア矯正建築会議、出入国管理等の特別イベントに、2日間で来場者延べ413人、オンライン延べ935人が参加した。また、法務省の各局部課や関係機関の施策等を紹介する展示ブースも設置された。

## 1 京都 kongress の成果の具体化

我が国は、京都 kongress で採択された「京都宣言」の実施にリーダーシップを発揮すべく、「国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担う若者の育成」及び「世界各国における再犯防止の推進」の三つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導している。

### (1) アジア太平洋刑事司法フォーラム

#### ア 意義

「京都宣言」では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性が確認された。もっとも、我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足等により、同分野における国際協力にはなお改善の余地があるほか、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換をすることが有効である。

そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有課題解決型プラットフォームとして国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で「アジア太平洋刑事司法フォーラム（英語名：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP）」を定期開催することとし、各国の刑事司法実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めている。

#### イ これまでの実績

令和4年（2022年）2月14日及び同月15日に第1回を、令和5年（2023年）2月13日及び同月14日に第2回をいずれも東京において開催した。

第2回は、23の国・機関から閣僚・次官級を含む代表団の参加があり（来場参加とオンライン参加のハイブリッド方式）、開会式では、我が国の法務大臣による開会挨拶の後、UNODCの事務局長からメッセージがあった。

また、全体会合では、「京都宣言の実施に向けて：犯罪と戦うためのアジア太平洋における国際協力の強化」という全体テーマに関し、各国・機関の代表団長がステートメントを行い、我が国からは法務事務次官がステートメントを行った。



その後、捜査共助と矯正保護分野の国際協力に関する二つの分科会に分かれ、「捜査共助要請の種類（電子証拠及び証人の供述）」、「非拘禁措置及び犯罪者処遇に係る課題並びに進展」のテーマの下、各国・機関の実務家が情報共有や意見交換を行った。

## （2）法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

### ア 意義

令和3年（2021年）2月に実施された京都 कांग्रेस・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都 कांग्रेसに提出された。同勧告は、京都 कांग्रेसの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、「京都宣言」では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいい、「法の支配」を支えるものである。法務省は、同ユースフォーラムが、若者が法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育む場となるよう、また、若者の声を国連に届けることができる場となるよう努めている。

### イ これまでの実績

令和3年（2021年）10月9日及び同月10日に東京において第1回を、令和4年（2022年）12月3日及び同月4日に京都において第2回を開催した。

第2回は、来場参加とオンライン参加を合わせて約50の国・地域から約100名の若者が参加し、開会式では、我が国の法務大臣による開会挨拶（法務大臣政務官代読）の後、承子女王殿下の御臨席を賜り、若者の未来を創造する力に対する期待のお言葉をいただいた。また、オープニングアクト兼基調講演では、ダンサー・女優の甲田真理氏に、「A Life of Dance～From Hollywood to Correctional Facilities～」のテーマで講演をしていただいた。

その後、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマの下、「インターネット上の誹謗中傷のない社会を目指して」及び「組織的な犯罪への若者の関与と組織からの離脱・更生、組織的な犯罪への対処のための若者の役割」を議題とする分科会に分かれ、熱心に議論が行われた。

この議論の結果は「勧告」として採択され、令和4年（2022年）12月に行われた犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）において提出されるとともに、ユースフォーラムの議長が若者代表としてスピーチを行った。

## （3）再犯防止国連準則策定の主導

「京都宣言」では、マルチステークホルダー・パートナーシップをはじめとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示された。

そこで、法務省においては、外務省と連携し、京都 कांग्रेसの成果の一つとして、再犯防止に関する国連準則の策定を主導していくこととした。

国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策を充実させるために重要な役割を果たすものである。我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきているところ、このような官民連携による社会復帰支援など、日本の強みを準則に最大限反映させるべく、再犯防止に関する準則策定に向けてリーダーシップを発揮している。

## 2 国際組織犯罪対策及びテロ対策

### (1) 国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ロンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正して、国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

### (2) G7/G8における取組

G7（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ/リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

## 3 薬物犯罪対策

国連は、昭和36年（1961年）の「1961年の麻薬に関する単一条約」、昭和46年（1971年）の「向精神薬に関する条約」に引き続き、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を作成した。我が国は、これらの条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成3年（1991年）には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成9年（1997年）、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年（2002年）に改称して現在のUNODCとなった。我が国は、UNODCが中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

## 4 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会（FATF**：Financial Action Task Force）は、平成2年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成8年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する8の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、9の特別勧告となった。）をそれぞれ採択し、平成24年（2012年）には、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、従来の40の勧告及び9の特別勧告を一本化し、新「40の勧告」を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATFの政策企画部会やその他の作業部会において、暗号資産を始めとする新たな規範の策定及びその実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和3年（2021年）6月には、FATFの全体会合において、第4次対日相互審査報告書が採択され、同年8月30日に公表された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する行動計画」が策定され、同行動計画に基づき、令和4年（2022年）5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。同基本方針では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めていくこととしている。

さらに、令和4年（2022年）12月には、前記FATF第4次対日審査報告書において、資産凍結措置の強化、暗号資産等への対応の強化及びマネー・ローンダリング対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告を受けたことなどを踏まえた、いわゆるFATF勧告対応法（令和4年法律第97号）が成立し、①国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の改正により、大量破壊兵器関連計画等関係者について財産の凍結等の措置の対象とされるなどし（令和5年（2023年）6月1日施行）、②外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の改正により、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務が課されるなどし（令和6年（2024年）4月1日までに段階的に施行）、③組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正により、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑が引き上げられるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大し（令和4年（2022年）12月施行）、④公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）の改正により、各処罰規定について、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為のための資金等の提供等が処罰対象に加えられるとともに、法定刑が引き上げられ（令和4年（2022年）12月施行）、⑤犯罪収益移転防止法の改正により、⑦外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるなどの規定が整備されたほか、⑧法律・会計等の専門家が顧客等との間で特定取引を行う際の確認事項に取引目的等の事項が追加されるとともに、これらの専門家が行う疑わしい取引の届出に関する規定が整備された（⑦については令和5年（2023年）6月1日、⑧については令和6年（2024年）6月までにそれぞれ施行）。

## 5 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され（平成11年2月施行）、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加等を経て、令和5年（2023年）、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）により、自然人・法人に対する罰則強化等の改正がなされている（令和5年（2023年）7月3日施行）。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

令和3年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

## 6 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの搜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。さらに、我が国は、令和5年（2023年）8月、個人情報等の保護のための保障措置、条件等を規定する同条約の第二追加議定書を締結した。

## 7 国際刑事裁判所

平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

また、令和4年（2022年）2月、ロシアがウクライナへの侵略を開始した。我が国は、国際刑事裁判所に事態を付託するとともに、検事2人を派遣するなどして、国際社会とともに、ロシアの戦争犯罪等を捜査している国際刑事裁判所へ協力している。

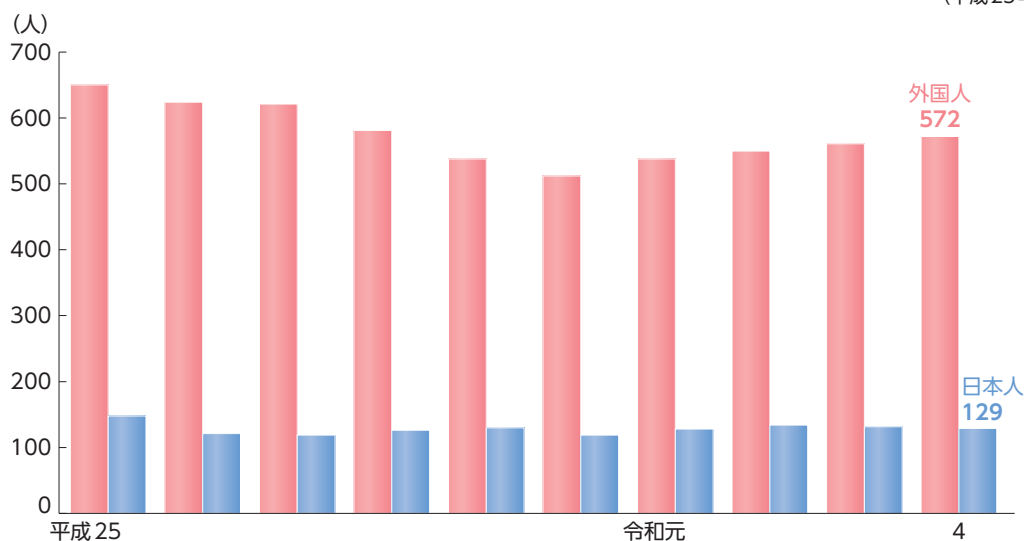
## 第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

### 1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移

(平成25年～令和4年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年末現在のものである。

2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

### 2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、**2-6-2-2表**のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する際には、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

このほか、国外逃亡被疑者等に関し、逃亡先国に対する退去強制や国外犯処罰規定の適用の要請等の取組を進めている。

**2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移**

(平成25年～令和4年)

区 分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	3	2	—	—	2	—	—	—	2	—
外国に引き渡した逃亡犯罪人	1	1	1	—	1	2	5	—	—	—

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

### 第3節 捜査・司法に関する国際協力

#### 1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）、ロシア連邦（平成23年（2011年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和4年（2022年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

**2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移**

(平成25年～令和4年)

区 分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
捜査共助等を要請した件数	17 (6)	17 (10)	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)	13 (6)	7 (4)	4 (1)
	138 (101)	78 (60)	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)	169 (137)	199 (187)	208 (178)
捜査共助等の要請を受託した件数	76 (61)	62 (49)	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)	81 (74)	113 (93)	70 (56)

- 注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。  
 2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。  
 3 ( ) 内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

#### 2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の囑託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和3年（2021年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所又は在外領事等に対する刑事司法共助の囑託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の囑託は、書類の送達が22件、証拠調べが4件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

### 3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、2-6-3-2表のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO経由の国際協力件数の推移

（平成25年～令和4年）

#### ① ICPOルートによる捜査協力件数

区 分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
捜査協力を要請した件数	473	371	318	294	327	445	424	385	414	472
捜査協力の要請を受けた件数	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981

#### ② ICPOを通じた国際手配書の受理数

区 分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
国際手配書の受理数	13,782	17,432	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140	18,687	18,357	19,184

注 警察庁刑事局の資料による。

## 第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

### 1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和4年（2022年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送はなかった（法務省矯正局の資料による。）。令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡しが困難となり、送出移送人員が前年より大幅に減少したものの、水際対策の一部緩和、関係省庁等との連携強化により、令和3年（2021年）には14人（前年比6人増）、令和4年（2022年）には27人の引渡しを実施した。

2-6-4-1表 受刑者送出移送人員（執行国別、罪名別）

（令和4年）

執行国	人員	犯人隠避	現住建造物等放火	住居侵入	電磁的公正証書原本不実記録・同供用	逮捕監禁	窃盗	強盗致傷	強盗殺人	麻薬取締法	大麻取締法	覚醒剤取締法	関税法	入管法
総数	27	2	1	2	1	1	2	2	1	4	2	19	22	2
韓国	1	-	1	1	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-
イラン	3	-	-	1	1	1	-	1	-	1	1	2	1	2
英国	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
エストニア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
オーストリア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
オランダ	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
ドイツ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
フランス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
ポーランド	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
リトアニア	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
米国	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-
カナダ	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-
メキシコ	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

### 2 矯正・更生保護に関する国際会議

#### (1) アジア太平洋矯正局長等会議

**アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA：Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators）**は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回（昭和57年（1982年）、平成7年（1995年）及び平成23年（2011年））にわたり会議を主催している。令和2年（2020年）及び令和3年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催されなかった。令和4年（2022年）は、シンガポールにおいて、APCCAとしては初めてオンライン会議システムを用いた方法により開催された。令和5年（2023年）は、ベトナムで開催された。



## (2) 世界保護観察会議等

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国は、平成29年（2017年）に会議を主催した。第5回会議は、令和4年（2022年）、カナダで開催された。また、令和5年（2023年）、第1回アジア太平洋保護観察会議が韓国で開催された。この会議は、アジア太平洋地域での社会内処遇の当局間の情報交換と相互交流を目的とするものである。

## 第5節 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

### 1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年（1962年）に設置された国連の地域研修所で、現在では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI：The United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network of Institutes）の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されている。UNAFEIは、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めており、その活動は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の実現に寄与している。

UNAFEIは、その主要な活動として、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象とした国際研修を毎年実施している。具体的には、刑事司法や犯罪者処遇分野の実務家を対象とした国際研修、政策形成に関与する高官を対象とした国際高官セミナー及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」である。また、世界各国や国連等の要請を受け、特定の地域や国を対象とする研修や共同研究等も行っており、現在は、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー、仏語圏アフリカ諸国を対象とした刑事司法研修及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、対面での研修・セミナーの実施が困難な時期が続き、オンライン会議システムに頼らざるを得なかったが、令和3年度（2021年度）からは、段階的に対面での研修の実施を再開した。

これまで、UNAFEIの研修には、日本を含めて143の国・地域から、6,300人以上の刑事司法関係者（日本人を含む。）が参加している（令和5年（2023年）3月現在）。

また、UNAFEIは、PNIの一員として、毎回コミッションやコンGRES（本章第1節参照）に出席するとともに、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力しており、令和4年度（2022年度）には、再犯防止のためのPNI専門家会合を主催した。

UNAFEIは、京都コンGRESにおいて採択された京都宣言の内容、特に再犯防止施策の推進に向けた取組を積極的に実施しており、令和3年度（2021年度）から、新たな二つの研修を始めている。一つは、「包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処」をテーマとした国際研修であり、もう一つは、日本の大学生や大学院生、海外からの留学生を対象とした「ユース国際研修」である。また、同年度及び令和4年度（2022年度）には、再犯防止の国連準則策定に向けた国連主催の専門家会合にも出席した。

## 2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、JICAプロジェクトへの専門家派遣、現地セミナーや支援対象国関係者の本邦における研修等の実施を通じ、支援対象国の実情を踏まえ、基本法令の起草、法律実務の運用改善、法律実務家の人材育成等の支援活動を活発に展開している。我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等のアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援に係る法律分野は、民商事法分野を中心としているが、近時は支援対象国の要請に基づいて刑事法分野及び行政法分野の支援も行っており、支援は多様化している。

また、法務総合研究所は、近年、複数の国の研究機関等との間で協力覚書を交換しており、ラオス国立司法研修所（平成30年（2018年）12月）、ウズベキスタン最高検察庁アカデミー（令和元年（2019年）7月）、カンボジア王立司法学院（令和2年（2020年）1月）、モンゴル国立法律研究所（令和3年（2021年）8月）等との間でそれぞれ協力覚書を交換し、ICDが中心となり、同覚書に基づく共同研究活動を積極的に実施している。

さらに、共通の課題について複数国で共に学ぶという視点から、令和5年（2022年）3月には、ICDは、法務総合研究所研究部と協力し、モンゴルとウズベキスタンを対象とした司法統計を題材とする共同研究を実施した。

## 3 矯正建築分野における協力

**アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）**は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及びUNAFEI等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特异性に対応する技術等について議論がなされた。